

平成18年 第3回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成18年9月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(26名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君

書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	浦田 政秀君
総合政策課長	野上 安一君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	収納課長	佐藤 利幸君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	消防長	二宮 幸人君
代表監査委員	宮崎 亮一君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さんおはようございます。議員各位には、本日もよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は26人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、助役、教育長、代表監査委員並びに各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により行います。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、9番、淵野けさ子さんの質問を許します。

議員（9番 淵野けさ子君） おはようございます。9番、淵野けさ子でございます。通告順に従いまして、ただいまより一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

新生由布市が誕生し、早いもので1年を迎えようとしています。市長におかれましては、新市建設のため、3町の調整、文化、行事、市民との対話などなど心を配り、1日の出来事をゆっくりと振り返る暇もなく走り続けてこられ、瞬時に決断を迫られることもたくさんあったことと思います。職員の方々も本当に多忙な1年だったと思います。なお厳しい財政難の中、今後とも引き続き市政発展のために御尽力賜りますようお願いいたします。

私のこのたびの質問は、子育て支援策についてのテーマで、主に6項目ほどしたいと思います。世界の多くの文明成熟国家にとって少子化は大きな問題となっていることは既に皆さん御承知のとおりです。日本もその渦中に入りました。2005年、日本の人口は減少へと転じたのです。少子化対策については、国が行う全国一律の縦線と地方自治体が行う横線が織りなして意義のある対策が期されると思います。

地方分権の推進により、自治体内の競争の時代に入ったとも言われております。経済的な側面と同時に、いかに住みやすい地域をつくるのか、子育てしやすい地域をつくるのかということもそうした競争の1つの側面でなすと言えないでしょうか。

そこで私は、子育て支援について、10月から大きく広がる子育ての選択肢である認定子ども園も視野に入れての質問をいたしたいと思います。

まず、湯布院町、庄内町の2町では、既に幼稚園の2年制が実施されております。子供の人口が一番多い挾間町では、保護者の要望が多いにもかかわらず、いまだ1年制です。合併後には2年制にとお聞きしておりましたが、1年目は無理としても、せめて2年後には実現するかもと期待をしていました。しかし、建物の増築などは財政的な問題で困難を極めているものと思いますが、この件に関しまして今後の計画、対応はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

また、行財政改革の中で、庄内、挾間の保育園の民営化案がございますが、いつごろをめどにされるのか、またその進捗状況をお聞かせください。

そして、認定子ども園について、保育所は働く家庭、とりわけ女性が働きやすい環境をつくるため開設されたものです。児童福祉法第39条において、保育所は日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児また幼児を保育することを目的とする施設とすると書かれております。問題は、この中で保育に欠けるその乳児または幼児の意味するところです。仕事を特別持っていない専業主婦の場合、子供は保育所へ預けられないようになっております。しかし、子育てする中で、仕事を持つ人より家庭にいる人の方が子供と相対する時間が長く、子育てに問題を抱える人がふえてまいりました。

児童福祉法が改正され、保育に欠ける部分を見直し、いかなる家庭の子供であっても利用できる制度にするべきであると考えています。つまり、長年議論されてきました幼保一元化の総合施設認定子ども園が10月から始まるのに伴い、厚生労働省、文部科学省の両省は施設の認定基準の指針、ガイドラインを官報で告示しました。地方自治体は指針をもとに順次、同施設の具体的な認定基準を条例で定めます。

認定子ども園は就学前の児童に対し、教育、保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援の場として都道府県が認定する施設です。現在の幼稚園では、言葉の使い方や創作活動への興味を養うなど学校教育法に規定された内容を達成するようになっております。しかし、保育所では、このような教育を受ける機会が確保されていません。そこで、ガイドラインには、満3歳以上の幼児に対して幼稚園並みの教育を受けられるように指示をしております。これによって保育所に子供を預けている家庭でも希望する教育を受ける選択肢が広がります。

また、今回のガイドラインでは、例えば子育て相談や親子の集う場所を週3回以上開設するなど、保護者の利用に対応できる相談体制の確保を明示しています。さらに、保育に欠ける児童を8時間預かることも指針に織り込まれております。この認定子ども園を由布市としてどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

いずれにいたしましても、子育ての環境を整え、若者が定住し暮らしやすい由布市になることを望みますので、提案させていただきました。ぜひ御一考くださるとありがたいと思っております。

関連しますが、次に、ファミリーサポート事業について、由布市の考え方をお伺いいたします。

1人親や子育ての保護者にはさまざまなニーズがあります。そこで、ファミリーサポート事業についての説明と、今後由布市での対応は考えられるのかどうかをお伺いいたします。

また、子育て支援にかかわる由布市の財政支援の総額は幾らぐらいになるのか教えてください。

そして、由布市における少子化対策について、市長として、また市として今後どのような取り組みをされるお考えであられるのかお伺いいたします。

次に、今後行政内の機構改革されることについての要望です。

これまで子育て支援についてはるる述べさせていただきましたが、今後子供政策を一元化し、地域や社会を巻き込んだ施策を打ち出すことが大切だと思います。例えば、出生率が割と高い長崎市では、3つの課を1つの大きな部署ととらえております。例えば子育て支援課は、児童手当や児童虐待の防止、あるいは発達障害児への支援などを担当、そして幼児課は幼保一元化を見据え、保育所、幼稚園を管轄する。こどもみらい課、青少年育成協議会や放課後児童クラブなどにかかわるなどの大きな3つの柱を立て、そして窓口を大きなこども部として対応しているようでございます。この3つの課をまとめて1つの窓口にできれば子どもを持つ親もわかりやすく助か

ると思います。子育てに対しての行政のあり方は縦割りの仕事のことが多く、今までの概念を取り払い、10年先を見据えて新しい発想の転換が必要かと思しますので、御提案させていただきました。

最後に、障害者自立支援法についての質問です。

自立支援法は、既に4月から施行されておりますが、10月から新たにスタートする部分があります。市町村が必ずしなければならないのが地域生活支援事業です。このたびの補正にも上がっていますが、義務的必須事業と任意でよい事業と分けてありますが、その内容をお伺いいたします。

これは、市が自由に考えて、地域でのニーズの上がったものをどれだけ実施されているのか、そういうことをかんがみているのかということをお聞きしたいと思います。

また、利用者の1割負担について、由布市独自の軽減措置制度の導入は考えておられるのかどうかお伺いいたします。

項目が多くなりましたが、壇上での私の質問はこれで終わりますが、再質問があれば自席にて行いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。それでは、9番、淵野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

子育て支援対策についての1点目につきましては、教育長から答弁をさせます。

2点目の認定子ども園、幼保一元化についてでございますけれども、この御質問の中にございます公立保育所である挟間保育所、西庄内保育所の民営化につきましては、由布市改革プランの中で民営化に向けた準備が進められておりますけれども、現在、関係各課と協議中でございます。保護者への周知を含め、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

次に、認定子ども園につきましては、国会におきまして就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が6月に成立、公布されました。現状の我が国の就学前の子供に対する教育、保育は、満3歳からの子供を対象に1日4時間を標準とした教育を行う幼稚園と、保護者の就労等の事情によりまして保育に欠ける0歳からの子供を対象に1日原則8時間の保育を行う保育所によって担われてまいりました。

しかしながら、近年の社会構造の変化に伴いまして、教育、保育に対するニーズは多様化しておりまして、その主なものといたしましては、保護者が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園となり、保護者の就労の有無で利用施設が限定される。2つ目には、少子化が進行し、子供の成長にとって集団活動や異年齢交流の機会が不足している。3つ目には、都市部を中心に、保育所の待機児童が存在する一方で、幼稚園の利用児童は減少している。4つ目には、幼稚園に

も保育園にも通わず、家庭で0歳2歳の子供を育てる者への支援が大きく不足している等の問題が生じているために、この法律で教育及び保育、そして保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する措置を講じるものであります。

概要につきましては、就学前の保育に欠ける子供を受け入れて、教育、保育を一体的に提供し、また、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場などを提供する機能を備えた施設を都道府県知事が認定子ども園として認定するものでございます。

この認定子ども園につきましては、以下4つの型がございます。

1、幼保連携型として幼稚園と保育所を連携し、一体的な運営を行うタイプ。2として、幼稚園型として幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保し、一体的な運営を行い、保育所的な機能を備えたタイプ。3として、保育所型として、保育所が保育に欠けない子供も保育し、幼稚園的な機能を備えたタイプ。4つ目が、地方裁量型として、幼稚園、保育所いずれの認可もありませんが、地域の教育・保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えたタイプがそれぞれございます。

大分県では今9月議会に認定子ども園に関する条例を提案をしております。市といたしましても、今後、国や県下の情勢を見ながら内部検討をいたし、関係機関、保護者などと十分に協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

次に3点目、ファミリーサポートにつきましては、現在宮田保育園、ひばり保育園、すみれ保育園に子育て支援センターを併設をしております。また、宮田保育園、ひばり保育園に児童館を設置をしております。

子育て支援センターにつきましては、地域全体で子供を支援するため、子育て家庭等に対する育児や不安等に対して相談・指導等、サークルへの支援等を実施いたしまして、市内の育児支援を行うことを目的としております。

一方、児童館では、民間の保育所などに設置し、専門的な機能を活用して、子供に健全な遊びの場を提供し、健康増進や情操を豊かにし、地域における健全育成を図るものでございます。

市独自の取り組みといたしまして、この支援センターと児童館に、保育に欠けない子供さんを預かり、お母さんと一緒になって子育ての実施をしているところでございます。

次に、4点目の子育て支援にかかわる由布市の財政支援と、5点目の少子化対策の取り組みにつきましては、主なものといたしまして、17年度決算におきましては、保育所運営事業に総額2億6,700万円、うち一般財源として5,700万円、保育料の軽減分として3,200万円を充当しております。その他主な事業を一般財源ベースで申し上げますと、大分にここに保育事業（第3子以降、3歳未満児の保育料の無料化）でございますが、1,046万円、延長保育事業1,300万円、子育て支援センター事業440万円、児童館事業340万円、児童クラブ

360万円、児童扶養手当420万円、児童手当2,130万円、母子家庭医療500万円などが上げられます。

また、保健事業といたしましては、国保会計より出産一時金1,570万円、1歳6カ月児、3歳児などの乳幼児健康診断事業として700万円、乳幼児医療費助成事業として2,700万円を予算化しているところでございます。

今後も少子化対策を市施策の最重点施策として位置づけまして、財政状況も勘案しながら子育て支援事業に積極的に取り組んでまいりたいと覚悟でございまして。

次に、6点目の機構改革についてでございますが、子育て支援に関する各課の統合につきましては、現行法では、教育委員会関係等の統合はできませんけれども、市長部局での健康増進課と福祉が分かれているところでございますが、この中の子育て部分のみの統合などは検討したいと考えております。将来的には、国・県の動向を見きわめながら、関係機関の諸条件が整い次第、考慮してまいりたいと考えております。

続きまして、障害者自立支援法についてでございますが、障害者福祉サービス利用者の1割負担の軽減につきましては、由布市といたしましては、現在の財政状況から、単独の支援策は難しいと考えております。国が定めた障害福祉サービスの負担は、所得に応じて4区分に分けられておりまして、一月に利用した上限額が設定されております。今回、大分市・別府市などの負担金の軽減策につきましては、国の4区分の中の一般世帯の基準額をさらに所得に応じて再区分するものでございます。

一方、由布市では、県の2分の1補助を受け、通所授産施設利用者や児童デイサービスの利用者の負担に対して補助金を予算計上しているところでございます。

大分市・別府市などの軽減策は、居宅福祉サービス全般にわたっておりますけれども、今回の由布市の軽減策につきましては、通所授産施設・児童デイサービスの2事業に限定されておりますが、今後県内の動向と由布市の財政状況を見合わせながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 9番、淵野議員の質問にお答えをいたします。

私への質問は、挟間幼稚園の2年保育の今後の見通しについてですが、御指摘のように、湯布院町、庄内町においては旧来から2年制保育は実施されておりますが、挟間町においては1年保育になっております。保護者の2年制保育への要望もあることは十分承知しておりますが、議員御指摘のように、建物や用地の関係から、2年制保育については、前に今進んでない状態です。

来月に立ち上げます由布市教育問題検討委員会でこの幼稚園問題についても十分検討していた

だいて、その答申を受け、教育委員会としてその答申に沿った努力をしまいたいと思います。  
議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それでは、1つずつお伺いしたいと思います。

今、教育長から、2年制の見通しは、私も多分財政的なものが大きな原因かなというふうに思っておりますので、しかし若い人の子育てに対してもやはり、早く2年制の、財政は厳しいというのはわかるんですが、そういう声も多いということを知っていただきたいと思ひますし、やはり教育の部分ですから、力を入れていただきたいなというふうに、子供は小さい、1歳、2歳はほんとに待たなして、すごく成長する部分でもありますし、環境的には厳しいとは思ひますが、早急にそういうことは実現していただきたいというふうに思ひます。

また、来月から教育問題検討委員会というものを立ち上げるということですが、これは何年かけて諮問機関、何年ぐらいかけて答申を受けるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） お答えします。

大体月に1回ペースで審議をしていただきまして、10カ月から1年以内には答申をいただきたいと考えています。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） じゃ、その中で教育問題、子育て問題も検討されるということですので、よろしくお願ひいたします。

次の行財政の中で、保育園の民営化案がございますが、今できるだけ早い時期にということの市長の答弁ですが、行財政改革室長にお聞きたいんですが、いま一度この民営のメリットをわかりやすく教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。室長が出席をしていませんので、かわりにお答えをします。

今、行財政改革についていろんな点から見直しを行っております。その中で、保育所の民営化については、民営化をしていった方がいいんじゃないかということで、その計画の中にも上がっておりますし、今その準備を進めております。ただ、市民といいますか、保護者の方の意見等、いろんなことがございますので、その点については今慎重に事を運んでおります。

メリットといいますのは、財政的な面が1つでございます。それともう一つは、民間活力の活用ということで民間の方にお願ひをしていきたい。それともう一つは、現在、地方交付税の中に基準財政需要額というのがありまして、実際に由布市を運営する上でいろいろな項目について必要な経費が見込まれています。その中に、今国の動向といたしましては、保育所についてはアウ



トソーシングといいますか、民間委託の方向で進んでおります。そういうことで、由布市といたしましても、あくまでも保護者の方の意見が大切ですが、そういうことも加味しながらやっていきたいというぐあいに考えています。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 今、1つ目に、財政的な面ということをおっしゃいましたが、財政的な面が具体的にどうあるのかで民営化の方というようなことなのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） お答えをいたします。

今言いましたように、1つは、市がやるべき事業と、それから民間の方に任せた方がいいんじゃないかという事業が今、特に地方交付税の算定の中で仕分けをされています。例えばごみの処理等についても、もう民間の方がということで、今国の大きな流れの中では、交付税の措置はしないというような流れの中になっています。そういうことで、1つの財政的な基準というのは、やはり交付税の中に算定をされているかどうか、また言えば、どうしても市が行わなければならない事業かどうかということが1つの判定基準になっています。

しかし、先ほどから言ってますように、それを強引にやるということじゃないんですが、1つの行政の進め方の目安としては、そういう方向でやっています。

そういうことで、実際に試算もはじめているんですが、そのことについては少し時間をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 財政の問題のことについてちょっとお答えをいたします。

先ほどメリットはということでございますが、市の直営で保育所をやっておりますと、国からの補助金は来ません。来ませんけれども、交付税算入されている。その経費は交付税算入されておりますよということでございます。

一方、これを民間の方に移譲といいますか いたしますと、国が2分の1の補助、県が4分の1、市が4分の1の持ち出しで済むわけでございますので、当然民間にした方が財政的には有利かと思われま。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） その部分が聞きたかったんですが、財政的な部分でということで、多分保護者とか地域の方々は、なぜ急いで民営化にしなければならないのかという、その部分が恐らく見えない部分かあるかと思います。国の方としましても、いずれ民営化の方向にと

いうことでありますが、進捗状況は今早い時期にということだけしかお答えできないのであろうかなというふうに思いますが、やはり今私が認定子ども園を提案申し上げたのは、こういうことがなかなか保育園の民営化にいたしましても幼稚園の2年制にしても、なかなか見えてこない部分がありますので、第三者的な施設をつくること 認定子ども園というのは幼稚園でも保育所でもない第三の施設を新たに設けるというよりも、先ほど市長が4点ほどいろんな形がありますということで説明されたように、こういうようなやり方で柔軟に対応できるんですよというのが認定子ども園なんです、なので今ほんとに由布市はそういう部分で、いろんな部分で保育の子育ての部分でちょうど曲がり角というか、決断を迫られている時期に来ているなというふうに私は感じておりますので、このことを言わせていただきました。

やはり地域の方々の御意見を拝聴しながら、すべて教育問題検討委員会の中等でも検討されると思いますので、じっくりこれは時間をかけてでも、いい方向に行けるように導いていただければいいと思います。

次に、子育て支援についての市の総額は幾らでしょうかということだったんですが、かなりの項目、具体的に市長がお答えいただきました。合計する時間がなかったんですが、総額幾らになりますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 大体4億円余り。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 財政難が、それぞれ市町村によって形が違いますけれども、単独でいっている日出町でさえ8億円かけております、子育て支援については、すべて。由布市もほんとに財政難の中とは思いますが、やはりどの部分に財政難の中でもウエイトを置くのかなということ私をちょっと期待したいんですが、ちょっと日出町に比べて4億というのは少ないんだなというふうに感じました。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そりゃ大まかに言っただけで、主なものだけ、細やかなのも入れるともっと高くなると思いますが。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 課長。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 手持ちの資料では、福祉関係の予算が一応、先ほど市長が言われたのは多分一般財源ベースだろうと思うんですが、国、県の補助金を含めたところの総額は5億3,000万円ほどございます。あと学校関係だとか保健関係、そういうものを合わせれば

大方日出の方にも負けんぐらいな予算があるんじゃないかなというような考えをしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 通告を出していました。総額を教えてくださいということで。私が、何億しなきゃいけないということを言いたいわけじゃないんです。やはり、過去のことを言っただけは悪いんですけども、やはり挾間町は子育て支援にすごく力を入れていまして、若い人が住みやすいというような形でずっと長年来たもんですから、やはりこれからは21世紀を担う子供たち、これも少子化対策の一環として子育てに力を入れていただきたいという思いで私は今申し上げたんですが、（発言する者あり）なので、私はただ数字的なものを言っているのではなくて、それだけ少子化対策に力を入れていただきたいということを申し上げたんですが、市長にお答えをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今回の総額につきましては、まだ人件費とか入れますと恐らく日出町等よりもはるかに高くなっていると思います。詳細についてはまた後ほどお知らせをいたしますけれども、子育て支援はやっぱり由布市の一番大きな課題だと私も認識しております。そういう意味で、私自身もその点については心して取り組んでいきたいと考えています。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 次に、ファミリーサポートセンター事業のことについてお伺いいたします。

これは、子育て支援センターが由布市で3カ所、児童館も2カ所ですか。そこで子育て支援でそこで通ってされているということでしたのでお聞きしましたが、このファミリーサポートセンターの意味合いは、ちょっとそれが違うんですが、例えばこれはシルバー人材センターみたいなものというふうに考えていただければいいんですけども、援助をした人の申し入れと、それから援助を行いたい人の会員をお互いに登録し合って、そして相互援助ができるような組織づくりなんですけれども、これは多分集いの広場事業として あ、集いの広場事業は由布市で行っているんですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 集いの広場事業という名称のものはやっておりません。それに似たようなもの、先ほど言われましたように子育て支援センター、児童館でそれに似たような作業とありますが、それはやってございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それは、ファミリーサポートというのは、例えば保育士の資格を

持って今現役からリタイヤしている人とか、子育て支援の経験のある方とかそういう方に講習を受けていただいて、そしてサポートの資格をとるんですね。既にもうとっている方が由布市の中でおられます。しかし、由布市ではサポート登録する場所もないし、そういう事業もございませんので、大分市の方に登録しているんです。そして、逆に大分市からサポートさんに連絡があつて、そして例えば湯布院の方のいろんなニーズにこたえる、いろんな要望が入ってきます。しかし、利用する方にとってみると、例えば湯布院から大分市にお願いして、そして逆送みたいな形になりますので、せっかく由布市ができたので、この由布市の中でそういう体制をつくっていただければほんとに早くそういう対応ができるんじゃないかな。そして、サポートさんたちも子育て支援センターとちょっと違った内容で、支援センターと連携をとりながらサポートができるということ聞いております。

そういうことで、このファミリーサポートセンター事業の、要するにこれは集いの広場事業というのが多分県の方であるかと思えます。別府市もそういうふうにはやっているんですが、もしそういうものが御一考できましたらぜひともそういう組織づくりといえますか、していただけると、より一層の子育て支援の厚みが提供できるんじゃないかなというふうに考えますので、課長、もう一度お願いします。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 子育てについては大変重要なことと、その辺のことは十分認識しております。そういう中で、今の子育て環境がほんとに厳しい状況である。それも併せて十分理解しておりますので、今御指摘いただいている件につきまして、個別にはやっておりますけれども、それが組織立ったものとはなっておりませんので、今御示唆いただいたことにつきまして、今後集いの広場事業等を取り入れることで対応していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（後藤 憲次君） 瀧野けさ子さん。

議員（9番 瀧野けさ子君） ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。湯布院町にも挾間町にもそういうサポートさんがおられます。そして、以前講習も、多分単町ごとにした経緯があるというふうには聞いていますので、そういう人材を掘り起こし、そして社会資源といひますか、民間の方の力を得ながらそれをしていっていただけるといいなと思ひますので、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

認定子ども園のことなんですけども、10月からこれがスタートしたということで、まだ大分県としてもやっと条例ができた段階であります。今後このことも教育問題検討委員会の中で検討される問題だと思ひますけれども、そう考えてよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 今の質問でございますけれども、そのとおりに考えております。  
議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） どうぞよろしく願います。時間をかけてでもしっかり検討していただき、そして、よりいいものに、よりいい由布市につくっていただければありがたいなというふうに思っております。

行政内の機構改革についての要望なんです、市長部局ではそういう検討をしていただけるといことで、窓口がわかりやすいようにしていただけると、保護者、そして私たちもいろんな市民相談を受ける中で、それは大変助かります。このことも提案させていただきましたので、どうかよろしく願います。

次に、障害者自立支援法についての質問にいきます。

4月からもう既に施行されているんですが、私が聞きたかったのは、地域生活支援事業、これは市町村が絶対にしなければならない事業なんです、相談事業とかいろいろありますが、そのところをちょっと聞きたかったんです。簡単で結構ですが。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） お答えをいたします。

今回の補正予算で、移動支援事業、相談事業、居宅介護給付コミュニケーション事業とか、あと日常生活用具などを予算計上してございます。その他ニーズもあるかと思われましてけれども、7月にアンケート調査をいたしました。その結果を踏まえて、障害者の福祉計画を今策定中でございますので、その中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） これは4月からの変わっているんですが、4月から変わっていることの中で、例えば居宅サービスの方はホームヘルプ、デイサービス、グループホーム、ショートステイとかあるんですけども、9月までに障害程度区分に基づく準備をしておかないといけないんですが、これはもうすべて終わっているのですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 現在その作業を進めております。今月、来週ぐらいに第1回の判定会議を開催をしたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 特にお願したいことは、1次判定は市町村が、ほとんどこれはコンピューターの判定といいますか、でありますので、介護保険が制度が実施されたときに、認知症とか、手間暇かかって大変なんですけれども、そういう方は余り上がらなかったんです。そ

ういう経験があるんですけども、そのように、例えば知的障害者の方は、外から見て、身体の方はわかるんですが、知的障害者の方はほとんど、例えば100%で見たときに65%ぐらいしか上がらないんじゃないかなと思うんですが、その次に2次判定の審査会がありますが、この医師の意見書をここで意見書をお聞きするわけですけども、例えば知的障害にほんとに理解がある医師を必ず入れていただきたい。そして、ほんとに見えない部分なので、この部分をとても心配されますので、市町村から、この審査会の方々は決まっているんですね。審査の方はもう、お医者さんとかは決まっていますか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 議員さんの御指摘のように、障害者の判定区分につきましては少し軽目に出るということでございます。そこ辺のところも判定の委員さん、十分に承知をしておるとのことでございます。

現在、判定委員さんは、お医者さんが1名、施設の方が2名、それとあと居宅の通所の方が1名、それに市の保健師が1名で計5名で判定をやっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） とかく精神、知的障害に御理解の深い先生が地域間の格差があるんじゃないかなというふうに心配しておりますので、ここのところもぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

それから、由布市独自の利用者に対する軽減措置は今後の国・県の動向を見ながらしたいということでした。今日も合同新聞に国ができないところを県とか自治体がやっている。しかし、せっかく自立支援法をつくったのに 国から見ればせっかく自立支援法をつくったのにそうした意味がないじゃないかというようなコメントも載っております、でも実際にやはり所得が大変な家庭にとりましては、利用するのに、例えば精神障害の方とかは障害手帳も持ってありませんし年金もありませんね。そうすると、今まで通っていた、例えば小規模作業所なんかはやはり7,500円ですか、自己負担がかかります。そういった部分で私は、なぜこの質問をさせていただいたのかなと思ったときには、そういう所得の厳しい人には軽減措置というか、御一考願えればほんとに助かりますので、そこのところをお聞きしたかったわけです。市長、もう一回お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃられるとおりでありまして、そういう行き届いた配慮もこれから十分検討していかなければならないと思っております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（ 9 番 淵野けさ子君） まだ1年しかたっておりませんので、ほんとに一どきにすべてのことをしていく、時間をとめるわけにはいきませんので、ほんとに大変だと思います。その中で国の福祉政策の変化とかさまざまなことがありますので、大変なのは重々に承知しておりますが、私の方も一応そういう市民の方のいろんな声を聞いた中で、きょうは御提案というか、そういうことが多かったんですけども、させていただきました。しっかりまたこの教育問題検討委員会ですか、見守っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

私の質問は以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、9番、淵野けさ子さんの一般質問を終わります。

.....

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は11時より再開をします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、18番、小野二三人君の質問を許します。

議員（18番 小野二三人君） おはようございます。18番、小野二三人でございます。通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きく5点いたしております。

それでは、まず最初に、市政施行に当たり、合併後の1年を市長自身がどのように評価、自己採点をしているか。以下、この件につきましては2点、市長に質問をいたしたいと思っております。

ほんとに月日のたつのは早いもので、昨年10月31日に市長、また私ども市議においても、その任について以来、あと1カ月余りで満1年を迎えようといたしております。地方分権という大きなうねりの中、侃々諤々の議論の末、紆余曲折はありましたが、新生約3万6,000の由布市が誕生いたしました。そして、12月9日には、歴史の1ページに残るであろう由布市議会定例会が開会されたところでございます。

その開会に当たって、首藤奉文初代市長の施政方針が力強く示されたところでございます。その内容たるものは、私がここであえて申すまでもありませんけれども、融和、協働、発展の3点を本市まちづくりの基本理念とし、7つの政策基軸として公平・公正なまちづくり、力強い市政の実現、協働と自立の創造、愛情のある福祉のまちづくり、教育の充実、安全・安心な市政の構築、旧3町の連携と循環のまちづくりを掲げ、さらに18年3月議会定例会においては、この7つの政策の実現ということで施策が示されたところでございます。中には、実現化・具現化しているのもありましようし、私は私なりに市長のこれまでの市政に対する真摯な取り組みとその

姿勢を高く評価しております。

そこでお伺いいたします。

1、年度途中でございますけれども、ただいま申し上げました7つの政策での施策はどの程度実現できているか、進捗のほどを示していただければと思います。できれば、この7つの政策基軸の成果表を示していただければありがたいと思います。

2点目として、次には、現在の庁舎のあり方についてを問いたいと思います。

市長の市政執行の基本理念の1つであります協働のことについてでございますけれども、その中で庁舎のあり方については、市民へのサービス、行政運営における効率面で不便が生じない方策を模索し、市民の声を大切にしながら慎重に対処したいとしております。これも昨年の12月定例会での一般質問で私は、分庁舎方式による機能が十分果たされているか否かをお聞きいたしております。その時点での市長答弁をいま一度振り返ってみますと、ほぼ、原文のままを読み上げます。

分庁舎方式になりましてといたしますが、大変困難を極めておる。各課で合い議をするにおきましても、湯布院町と挾間から合同で合い議をすると、職員が往復するだけで、片道40分かかると往復で80分かかるといような状況の中での会議で、1つの合い議をするのに午前中かかってしまう。1庁舎であればわずか二、三十分で済むものが午前中かかるといような状況も生まれておりますし、多くの市民の皆さんも、来られる場合に、市長に会いに来て、そして湯布院の教育長に会いに行って、今度は挾間の議会に議長に会いにくるといような状況で、大変不便さを極めておりますし、職員におきましても機構の中で、まだ当時は合併そのものが大変忙しい状況で、機構について十分な機能がなされたとは言いがたい。そういうことから、機構の見直しあるいは卓上で想定した部分と現実の実際の職務、勤務の状況といのは大変乖離している部分があり、不便さを極めております。いずれにしても、分庁舎方式といのは、市民のためにも絶対によくないと私は考えております。

こう答弁をいたしております。また、同僚議員の質問に対しても、市長の任期中に本庁舎方式を打ち出す考えはあるかということに対し、合併協定書の中でも、将来的には本庁舎方式を目指すことになっている。その方向で継続的に検討したいし、移行時期については十分協議を重ねた上で判断したいという答弁がさきの6月定例会でなされたところです。実に、市長にとりましては慎重姿勢を保たれております。

そこで、本庁舎方式移行時期について、私のこれまでの12月での質問、同僚議員の6月での質問と立て続けにいたしておりますけれども、今回は再度行政運営効率化の原則という観点から伺いたいと思います。

申すまでもなく、地方行政は住民の負担で実施され、その事務を処理するに当たっては、住民



の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、自治法第2条第14項で規定されているところでございます。手短に申すならば、最小の経費で最大の福祉を実施できるような組織にすることが必要だとされておるところです。

現行地方自治制度においては、間接民主主義方式と直接請求制度を中心とする直接民主主義方式を柱としながら、住民自治のシステムは確立されているわけでございます。行政は生き物でございます。長期的かつ総合的視野に立って、無駄、不合理な部分は早急に改善すべきだと、そういうふうに思っております。

地方自治には、これまでも幾らか申してまいりましたけれども、これでよしという終着駅はございません。本庁舎方式の移行の判断、決断は市民の声を十分反映しながら、長と議会、そしてこれを支える有能な由布市職員にその責務があるわけでございます。この本庁舎方式は多くの課題を包蔵しながらも今日に至っております。地方分権の受け皿づくりということで、見切り発車的に合併がなされたことは賢明でなかったと、今でも残念に思っていますが、今さらどうにもなりません。向後は、行財政基盤の強化等に努めながら、足元を十分見詰め、旧3町が抱える多種多様なニーズにこたえなければならないと思っています。

ただし書きの中で、将来的には行政の効率化の観点から、本庁舎方式を目指すものとしてされている文句、これは避けて通れない緊急の課題でございます。総合性、一貫性をもって解決を諮っていかねばなりません。我々も含め、任期の1年を終えようとしています。その任期4年はすぐ終わります。市長の強い勇気と信念に期待を寄せています。その判断時期を改めて示していただきたいと思っております。

これからは、目先の利害勘定にとらわれるのではなく、自治の本質というものをじっくりかみしめながら、風通しのよい、真に行財政での自立と行政の効率性を常に追求したいものです。

先ほども申しておりますけれども、これまでの私の質問、同僚議員の質問から余り日数が経過しておりませんが、行政運営の効率化という観点から、改めて質問をさせていただいたところでございます。

次に、19年度予算編成に当たっての姿勢と、財源確保に関連して、市長並びに助役に1点ずつ質問をさせていただきます。

17年度の決算認定は、12月議会に付されるとのことで、はっきりした財政状況、運営の全体像が見えてないし、分析もできていない状況下、何とも言えません。ただ、はっきりしていることは、本年3月定例会での一般質問の中で、平成18年度当初予算編成に当たっての実感はどうだったかを森光助役に伺ったことがございます。

これに対し、歳入予算の増額が見込めない状況下の中で、財政調整基金や減債基金のほとんどを取り崩し、瀬戸際の予算編成となったことが明らかになったわけでございます。

確かに、事、深刻の状況でございます。積立金の内容を見ますと、16年度末の財調、減債合わせて約10億6,000万円あったのが、17年度、18年度の取り崩しにより、18年度末の予測見込み積立金の状況はトータルで約5,300万円そこそこ、特に財調たるや、約1,200万円という、まさに瀕死の状況でございます。

そこで1点目、助役にお伺いします。冒頭の19年度予算編成に当たっての姿勢と財源確保、特に財政収入である一般財源と特定財源のうち一般財源確保の見通しはどうかをお伺いします。

次に、2点目として、自治行政は後退してはならない。これについて市長の考え方を伺います。

御承知のように、今日の地方行政は、多岐にわたる行政分野で一律な行政水準を求めています。こうも冷え込み落ち込んだ財政状況の中で、由布市は由布市の財政力に見合った行政をという考えもある一方、合併したら、何か合併前より悪くなった、サービスは低下する一方、こんなはずじゃなかったという方もおりますし、さまざまでございます。

こうもなると、行政の効率化、行政管理の見地から、合併が最上の得策であったとは思えません。行財政基盤強化等を図ることは、今の由布市の姿からして当然のこととは言え、行政サービスの低下につながれば、本来の自治行政は後退するわけです。その辺をどうお考えでしょうか。

次に、由布市圏域の道路の整備についてを、市長並びに産業建設部長に伺いたいと思います。

私は、これも今年の3月定例会における一般質問で、生活に密着した主要道路の整備促進についてということで質問をさせていただいております。そこで、いま一度確認の意味と、引き続いて整備促進を強く要望したいということから、再度質問をさせていただきます。

その前に、先般の県道龍原挾間線改良に当たっての大分土木事務所陳情の際は、市長、由布市選出の両県議、担当部課長、それぞれの道路整備促進協の役員各位には大変お世話になりました。この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

県のこれまでと違った対応、本市の対応に敬意を表したいと思います。財政が厳しくとも、人が変われば行政のあり方もこうも違ってくるのかと、いささかスケールの大きさと心の温もりを覚えたところでございます。今後とも、この路線に限らず、主軸にアクセスする道路、なかんずく由布市内の県道の整備促進を強く望みたいところでございます。

さて、18年度中を目標に策定されようとする由布市総合計画等に、私はこれを策定する段階でぜひとも方向を誤らない財政計画でもって道路施策に反映していただきたいということの中で、次の3点を質問をしたいと思います。

御承知のように、県においては「おおいた土木未来(ときめき)プラン2005」を策定しております。最終の目標年度は平成27年度の10年間といたしております。交通体系の整備指

針がきめ細やかにうたわれております。

本市の場合も、これに似た確かなプランが策定されるものと大きな期待を寄せております。道路特定財源の一般財源化の問題、市財政の厳しき折とは申しますが、道路整備の遅延は地域産業の振興、経済の活性化に大きな影響をもたらすことは申すまでもございません。そのためにも、私どもの生活に密着した道路整備、とりわけ由布市圏域での国道、県道、市道の整備が、計画的かつ積極的に促進がなされることが急務でございます。よって、由布市基本計画における道路整備の基本方針、次に、新市建設計画での道路整備の関連性とこれの策定進捗状況についてを市長に伺いたいと思います。

詳細につきましては産業建設部長でも結構でございます。

次に、道路機能の充実と安全性という観点から、積極的な維持管理について、産業建設部長に質問をいたしたいと思います。

本市の発展を図る上で、ぜひとも先ほど申し上げましたように、圏域内の国道、県道の整備はさることながら、地域と地域、集落と集落を結ぶいわばネットワーク機能を果たす市道の整備を重ねて強く要望するものでございます。内容たるものは、コンクリート舗装、さらにはアスファルト舗装で非常に路面等の損傷もひどく、中には地肌が露出している路線も数多くありますし、さらには拡幅改良を要する路線も数多くあります。

前回の質問の中で、県道改良要望箇所は挾間、庄内、湯布院、それぞれ合わせて10路線、特に市道においては挾間12、庄内16、湯布院10路線ということになっておったようでございます。合併前は陳情に倣うような形式によって町長に要望しておりましたけれども、新市になってからは、簡易な要望書に様式が、この維持管理につきましては定められたようでございます。これは簡素化されてよかった。事務的にも風通しがよくなったと喜んでいたのですが、書類上は風通しがよくても要の中身がよくない、そう私は感じております。

1例でございます。要望の状況を申し上げます。大変自分的なことで申しわけございませんけれども、谷地区に篠原と阿鉢という自治区がございます。御存じの方もいます。この自治区より、自治委員を通じまして、本年の1月2月にかけて要望書を提出いたしております。そして、既に担当者よりの現地確認も終えております。ただ、この確認が済んだからすぐに工事にかかるとは思っておりませんが、それまで事あるごとに、私は担当部課長さん各位にお願いをいたしてきております。予算措置は当初で各町ごと1,000万円、計3,000万円が計上されておりますけれども、既にそれが底をついているとのことでございます。早くから緊急を要するから、切実な願いを込めて要望しているわけでございます。

さらには、庄内町龍原自治区と挾間町筒口の片野を結ぶ市道片野龍原線もしかりでございます。こういうところはすぐにも合併効果が出てもおかしくないところでございます。

なぜ私がここまで申しますかといいますと、御承知のように、道路管理には十分な注意が要求されております。もしものことがあれば、道路管理瑕疵についての極めて厳しい態度がとられることも予測されるわけでございます。そもそも道路管理の瑕疵の認定に厳しい理由は、道路の中で規定を定められておりますが、中身は割愛をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、この道路維持につきましては、良好な状態に保つよう維持し、修繕をもって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないというように言われております。ある程度のごときは地域の方々が周辺の草刈り等をし、維持に努めているものの、普通は一般交通に支障を及ぼすような客観的な道路に欠陥があれば、道路管理、瑕疵に該当すると言われておるようです。ですから、何でもかんでも要望しているのではなく、少なくともこういう事態を招かないようにするためにも要望しているわけですので、何とぞ御理解を賜りたい、そういうように思っております。

そこで、積極的な維持管理についての見解を示していただきたいと思います。道路管理瑕疵に当たる裁判事例も幾つもあります、これも割愛をいたします。要は、産業経済の発展、地域の発展は交通体系、とりわけ道路の整備が基底にあるわけでございますので、その辺を含めて見解を求めたいと、そういうふうに思います。

次に、土地改良区が維持管理する用排水路の整備について、産業建設部長並びに農政課長に質問をいたしたいと思っております。

土地改良区は圃場整備事業等、農業用排水施設の維持管理を主体として、それぞれの地域農業の健全な発展とあわせて、効率的・安全的な農業経営に努め、その役割を果たしております。こうした中で、谷地域に提子土地改良区があることは御承知のとおりでございます。そこで、この改良区が維持管理している用排水路の1カ所において、通称量番というところに、正式には用排水機場か排水樋門と呼ぶのか私はよくわかりませんが、先般の台風10号による大雨により、その水路の本線の量番に立木等が詰まって、その要因でございましょう。水が逆流、途中で本線から支線、そして県道、さらには県道沿いの農地を押し流して、下手にある民家までにも大量の土砂が流出したりという自然災害の恐ろしさをさまざまと見せつけられたところでございます。幸いに、人災がなかったことは救いでございますけれども、いずれにせよ、その周辺の方々は昨年の台風時にもこういった被害もあり、過去にも幾度かここはそういった災害が起きております。大変その都度心配をしておるところでございますが、今回、崩壊した農地にあっては、17年災で本年田植え前に復旧して、隣接の地続きの箇所でもございます。どうぞこうした一連の災害と水管理の合理化をも含め、用水を分岐する量番の改善改修が近代工法によりなされるならば今回のような災害も未然に防げるのではないかと、そういうふうに思っております。

もちろん台風襲来が予想される際には井路関係者の見回りも懸命にされていることをここで申

し添えておきます。

かつて、補助対象メニューとして団体営の農業生産基盤整備事業として用排水施設整備があったやに私は記憶しております。提子井路の用排水路施設整備では、田野小野、大原地区において県営ため池等整備事業を継続事業でもって整備している経緯もございます。したがって、公共的・公益的な機能を果たす用排水路の整備をということで、農地、人家等の被害を未然に防止するための用排水路の整備、特に今回提起しております通称量番の改修を早急に望みます。

次に、防災対策についてということで、急傾斜地崩壊防止について、産業建設部長にこれまた質問をさせていただきます。

砂防対策としての災害防止の位置づけになるかと思いますが、台風、大雨等集中豪雨、洪水によるがけ崩れに対処するため、砂防事業の促進、地滑り対策、急傾斜対策が講じられております。本市においても立派な防災マップで各地域の危険区域も示されており、また風水害の多発期に備えて、毎年防災パトロールをも実施され、パトロール実施後は十分な検討会も行われておるようでございます。防災パトロールを実施するに当たっての関係者各位に敬意を表します。

そこで、このパトロールを実施する中で、急傾斜地崩壊対策事業に取り込まれるような箇所、市内にかなりあるかと思えます。災害から尊い生命、財産を守るためにも急傾斜地の崩壊対策事業としての擁壁工の工事施工を強く望むものでございます。これについての取り組みを伺いたいと思えます。

なお、大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業の採択要件は私自身承知をしておりますので、割愛しても結構でございます。

以上で質問が多岐にわたっておりますけれども、答弁によってはこの席でもって再質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 18番、小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市政執行に当たり、合併後の1年をどのように評価しているかということでございますが、市政合併後1年の評価につきましてでございますけれども、これを執行する立場の最高責任者であります私が評価することにつきましては、どうかと思っておりますので、評価ではなくて、執行に関しての思いやさらに考えを述べさせていただくことにいたしたいと思えます。

私は、初代の由布市の市長として、市政のまちづくりを「融和・協働・発展」の3つの理念と7つの政策を掲げて、議員各位や3万7,000の市民の御理解をいただきながら、職員とともに実行に向けて鋭意努力をしているところでございます。

しかしながら、予想を上回る財源不足の中、あらゆる財源を模索し、しかも議員御承知のように、17年度の事業執行は合併前の事業を引き継ぎ、加えて新由布市の予算を執行する極めて異

例の状況での事業執行でございました。18年度予算から事実上由布市のまちづくりがスタートしたような感じでございますが、3つの理念を構築する中で、私の7つの政策に基づき、予算査定を行ってまいりましたが、御承知のような財政事情でございました。しかしながら、合併協議での確認事項や市民サービスの存続、さらには市民自治を構築するための事業を財源の許す限り、積極かつ前向きの予算を計上したところでございます。

議員御指摘の7つの政策の成果表につきましては、執行の年度途中ということで、作成につきましては御理解をお願いしたいと思っております。

今回は、7つの政策につきまして現在の執行状況について概略を御紹介申し上げたいと思います。

私は、政治姿勢として「公平公正なまちづくり」を掲げ、まず市民との融和を率先したいと考え、3地域のさまざまな事業や会合、イベントに参加し、多くの市民の皆さんと接し、多くの情報を得、新しい発見をこれまでいたしてまいりました。この市民の声と市政の現況をかんがみ「力強い市政の実現」を進めているところでございます。まず、行財政改革でございますけれども、現在、改革プランの骨格がまとまりまして、最終調整を行うべく市民の皆さんに意見を聞くための準備を行っているところでございます。

また、このプランの最終提示を待たずに、職員の自助努力によるものなど、できる改革から早急に実施したいと考えてこれまでも取り組んでまいりました。

さらに、市民の知恵、市民の力を生かすために、公的施設の維持管理等について、すべての施設のチェックと検討を行いまして、適宜指定管理者制度の導入などを図っておるところでございます。

次に、市民の自立と市役所との協働は、市政執行の最大の理念でございます。市独自の由布コミュニティ事業も地域との協働モデル地域として市内3地区で市民の参加をいただき、ワークショップで地域の課題やいいところなどを発見し、自分たちの知恵と力で地域を活性化するよう、地域自治の新しい歩みが進んでいるところでございます。

これらとあわせて、市内のまちづくりに関連してのNPO組織との連携も不可欠だと考えております。

また、愛情のある福祉のまちづくりでございますけれども、3地域の高齢者福祉の中核になる地域包括センターを設置したほか、高齢者の生きがい対策や育児支援制度などの充実に努めておるところでございます。

教育の充実ににつきましては、由布市の未来へと続く教育の振興を進めておるところでございますが、教育施策の充実を進めることはもちろんでございますけれども、3地域の子供たちを5泊6日の通学合宿を体験させるということによりまして、自主自立、あるいは協働・融和の心をは

ぐくみ、将来にわたる強いきずなをつくる体験学校の開設、夏真っ盛りの8月に、挾間から湯布院まで3地域の小学生32人が市民の家庭に民泊などを繰り返しながら、1週間の共同生活を通じ、協調と連帯と仲間意識を高めましたが、これら事業は、参加した児童はもちろん、多くの市民に理解と感動を与えたものだと思っております。

さらに、安全で安心な市政の構築についてでございますが、市民と市役所の情報共有機能の充実に取り組んでいく所存でございます。3万7,000の市民が安心して安全で暮らせるための生活環境の整備はもちろん、また福祉の充実などに積極的に取り組んでまいります。

そして、連携と循環のまちづくりでございますが、自然や史跡や文化、伝統、特産などが受け継がれている文化があります。これらの知的財産を共有することによりまして、農林業や商工業の活性化に取り組んでおります。連携の中では、大分大学と別府大学とのまちづくりの連携協定を締結し、さまざまな分野のノウハウをいただいているところでございます。

特に、これらの政策を実現するためのまちづくりの羅針盤、由布市の進むべきまちづくりの方向性について基本構想についても着々と進捗をしているところでございます。

これらと付随して、自治体としての基本的なまちづくりの道しるべとなるべく自治基本条例につきましても、市民や議会、学識経験者の皆さんと制定に向けて調査研究に入っているところでございます。

また、市民の皆さんとともにまちづくりの目標的な理念として、市民憲章や宣言につきましても、早い時期に議会と御相談や議決をいただけるよう、事務作業を進めているところでございます。

特に、1年を迎え、総合計画の進捗と並行して、私は市民が主役のまちづくりの中でも、人と地域と自然が元気なまちについて積極的に取り組んでまいり所存でございます。

以上のように、議員御指摘の合併1年を迎えての評価にはなりませんけれども、これまでの取り組みとを述べさせていただきました。

次に、庁舎の本庁方式の時期についてでございますけれども、これまで、市内24の会場で市政懇談会を実施するほか、さまざまな市民の皆さんとの懇談会等で、市役所の方式について皆さんから御意見をいただいているところでございます。私といたしましても、さきの議会で答弁いたしましたように、この方式がよいとは考えておりません。事務の効率化や市の財政的なことを考えると、早い時期に見直しが必要だと考えております。現在、職員段階での考えについての論議をするため、検討案をプロジェクトチームで議論をさせております。

議員御質問の庁舎の位置づけの時期についてでございますけれども、できるだけ早い時期に必要であるということは考えておりますけれども、その実施時期につきましても、いましばらく時間が必要であると考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、自治体行政は後退はしてはならないという考え方についてでございます。

由布市が効率的な行財政運営を行っていく上には、地域社会の変動状況を的確に認識し、それに伴う問題状況を的確に把握しておかなければならないと思っております。現在、行財政改革室で取り組んでいるところでございます。行革プランも社会の変動を的確にとらえるためのものがございます。

確かに市町村の財政状況を全国規模で見ますといろいろな要因がございますけれども、我が市は逼迫をしております。また、由布市の財政力に見合った行政をという意見と、合併後の由布市はサービスが低下する一方で、よくないことばかりという意見が市民の中にございますけれども、由布市の自治行政は後退させてはならないというのが私の考えでございます。また、多様な自治行政の変化に応じた行財政運営を模索していかなければならないと思っております。

しかしながら、これまでの多種多様な行政サービスにこたえてきたこと、そのことが今日の財政逼迫の大きな要因となっているところも事実であります。現在、行財政改革の中で補助金等の見直しを行っていることから、一部にサービスの低下と受けとめられているものも事実でございます。いずれにいたしましても、これまでの行財政運営を見直し、事業等の取捨選択などを行い、地域社会の状況の変化に見合う行財政運営のシステムづくりの努力こそが何よりも行財政運営の効率化に結びつくものではないかと考えております。

次に、由布市圏域の道路整備の件でございますけれども、1に、基本計画における道路整備の基本方針と策定進捗状況でございますけれども、由布市の基本構想を平成18年度中に策定することとなっております。その一環として道路整備方針は、旧3町の道路整備基本計画を基軸として固めていくとともに、当面は旧3町での継続中の道路整備事業を早期に完成することを中心に据えて努力してまいりたいと考えております。

その他の件につきましては、担当部課長に答弁をさせたいと思います。

以上で、私の答弁を終わります。

議長（後藤 憲次君） 助役。

助役（森光 秀行君） 小野議員の質問のうち平成19年度予算編成に当たっての姿勢と財源確保の見通しについてお答えをいたします。

我が国の経済は、総じて緩やかな回復が続いていると言われております。しかし、国や地方自治体を取り巻く環境は、国、地方を合わせた長期債務の残高が平成18年度末でおおよそ775兆円にも達する危機的状況にあることは御存じのとおりでございます。国の三位一体改革により国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の総額抑制がより一層進んでいくものと考えられます。

6月には国段階で地方交付税の法定率の引き下げや、人口と面積を基準とする新型交付税の議



論が出てまいりました。これはまさに地方交付税の削減につながる議論であるといたしまして、6月12日には県内の市長会等6団体が新型交付税への反対を確認をいたしました。また、全国の地方六団体でも、6月19日、国に対し反対の意思表示をしております。

7月に国において閣議決定をされました経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針を見ますと、2011年度における基礎的財政収支の黒字化を想定した構造改革、歳出の各分野における削減方針がうたわれておりまして、現状、国に財政を大きく依存している地方自治体にとっては厳しいものになることが予想されます。

このことから、平成19年度予算編成に当たっては、由布市が目指す7つのまちづくりの方針を着実に推進し、市民の多様なニーズにできる限りこたえていくことを基本としながらも、将来にわたってしっかりとした財政行政サービスを提供していく基盤をつくるために、現在策定している行財政改革プランをもとに、あらゆる事業を見直し、限られた財源の効果的な配分に努め、行政が行うべき事業を見きわめて予算化を図っていくことが重要ではないかと考えています。

由布市としては、平成18年度の当初予算編成時に大変苦労したことを教訓に、今年度は既に、財政課を中心に、19年度当初予算編成に向けた事務レベルの打ち合わせなど19年度予算編成の準備にとりかかっているところであります。

自主財源の確保については、その1つとして受益者負担の原則に従って各種使用料の見直しを行っております。また、処分可能な市有財産の有無についても調査をしているところです。

市税については、基本となる自主財源でありますので、適正な納付が行われるよう対策を検討するとともに、収納課に、10月より嘱託職員2名を増員しまして、徴収体制を強化し、税収の確保に努めてまいることにしております。

平成19年度の一般財源の確保の見通しであります。これは実際には地方交付税の取り扱いを含め、国の地方財政計画に大きく左右されます。52兆円の借入金残高、うち地方負担分34兆円の残高に達する交付税特別会計の償還金の取り扱いなど、まだ見えない部分が多分にありますので、国、県の動向を今後とも注視しながら、過大見積もりをしないように、慎重かつ的確に予算に反映されるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。18番、小野二三人議員の御質問にお答えをいたします。

まず、道路機能の充実と安全性という観点から、積極的な維持管理についてでございますが、市道の維持管理につきましては議員御指摘のとおり、常に良好な状態を保ち、一般交通に支障のないよう維持管理に努めなければならないということは十分承知しているところでございます。

現在、由布市の市道は690路線、総延長で約600キロの市道を維持管理しているところでございます。限られた人員、予算でございますが、いずれにいたしましても市民の皆様が安心して、安全で生活に支障を来さないよう、今後とも精力的に維持管理に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今議会におきまして、追加補正をお願いしているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、土地改良区が維持管理する用排水路の整備についてでございますが、提子井路土地改良区事務所の上の量番という分水施設の早期改修のことでございますが、提子井路土地改良区より農政課の方へ幾つかの改良、改修の要望がなされております。御質問の量番の改修の要望も出されておきまして、農政課で検討いたしております。補助事業で土地改良事業維持管理適正化事業で対応できるかどうか、大分県中部振興局とも協議中でございます。対応できるとなれば、土地改良区の方に負担が発生するわけで、提子土地改良区と十分協議をいたしまして、早期改修に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、災害防止として急傾斜地崩壊防止対策についてでございます。昨今の異常気象と申しますか、局地的、そしてまた短時間での集中豪雨は、予測のつかない状況下にあります。人命、財産を災害から守るため、国、県の治山事業、そして砂防事業等について、おのあの厳しい採択基準がございまして、可能な限り事業の導入を図っていく所存でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課平野でございます。18番議員小野議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

用排水路の整備事業の要望地が全体で9路線農政課の方に要請要望が出ております。内訳を申し上げますと、湯布院地域が2カ所、庄内地域が5カ所、挾間地域が2カ所出ております。大分県及び土地改良連合会等と今協議をさせていただいているわけございまして、災害等も、これを整備することによって未然に防げるわけでございますので、土地改良事業の中で用排水路事業の農地の受益が40ヘクタール以上で県営事業によるか市営事業でやるかという1つの選択肢があるわけございまして、そういうものも含めまして、また地元負担というものが発生します。用水路でございますので、複数の方々の負担が発生するわけでございますので、関係者と十分協議をして、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 私の質問はちょっと時間が長かったものですから、再質問する

点が何点かあるんですけども、時間の都合でちょっと口早に再質問をさせていただきたいと思  
います。

その前に、市長から市長自身の自己採点、評価というのを答弁がなされました。これは市長の  
人柄でございましょう。控えめに7つの政策の施策を示していただいたところでございますが、  
自己採点そのものは市民がすることということになっておりますので、評価するということで答  
弁をいただいておりますので、これ以上はもう私から申し上げることはございませんが、いずれ  
にしても成果表そのものは年度途中で、言われるように年度途中でございませぬ。次年度に、冒頭  
にそれなりの市長の自己採点表、成果表なるものを示していただければと、そういうふうに、こ  
れは要望でございます。

次は、19年度予算の編成に当たって、これにつきましては、助役から国の財政の関係のこ  
とも含めて、きめ細やかに、手短かに答弁がなされましたけれども、いずれにしても、助役が答弁さ  
れましたように、これからの本市の財政を見ますときに、要は法定普通税の確保、いわば自主財  
源の確保、これをして、市民の行政需要に、ニーズにこたえるためにも、これからも健全な財政  
運営をしていただきたいと、そういうふうに思っておりますし、意を強くして、今度また19年  
度予算、非常に先ほども私が申し上げましたように、財調、それから減債、底をついておるよ  
うな状況でございます。行革の中で財源確保も、市長以下職員一丸となってこれに努めておるよ  
うでございますので、ひとつ大変御苦勞ではございませぬけれども、頑張ってくださいなと、  
そういうふうに思います。

当然ながら議会も頑張っていきたいと思っております。

それでは、ちょっと1点、確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

庁舎のあり方でございませぬけれども、市長に、これにつきましても、なんとか早い時期にとい  
うことで、いい答えが出てくるかなあ、そういうふうに期待をしておりましたけれども、先ほど  
は庁舎の位置につきましては、実施時期につきましてはいましばらく時間の猶予をいただきたい  
ということでございませぬ。もうこれ以上申し上げませぬ。

次に、提子土地改良区のこと、農政通であります農政課長にちょっとお伺いをしたいと思  
います。先ほどの質問の中で、用排水路施設整備事業、これが過去、田野小野工区と県営ため池等  
整備事業、筒口大原地区ですか、これをやった経緯が、継続事業でやった経緯があるわけですが、  
その負担率が、国が半分の2分の1、50%、県が25、町が10、地元が当時15だったと  
思います。これでこういった改修改良をやってきておったんですが、今回も質問いたしました量  
番、いわゆる水を分けるところです。これの箇所だけの改修ができるかどうか、こういった事業  
で、これを確認の意味でお伺いしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長の平野です。18番、小野議員にお答えをいたします。

先ほど部長が説明いたしましたように、部分的な改修でありますので、土地改良維持管理適正化事業というのが最もふさわしい補助事業じゃなからうかなというふうに思っております。これに対応して、もちろん部長が言いましたように、土地改良区も負担があるわけでございますので、そこら辺と、量番という位置づけでありますので、分水があります。それを双方の、右に行く方と左に行く方とあるわけでございますので、そこら辺の調整がうまくいけば可能だというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 18番、小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） それじゃ、もう一点、私が聞き漏らしたかどうかわかりませんが、確認します。この改修については、この負担率というのは国がやっぱり50、県が25、市が10、地元15というような解釈でよろしいですか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） お答えいたします。

これは積立金の関係でやっておりますもんですから、少しルールが今変わりつつあります。それで、後日、備わりましたら御報告をいたしたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） はい。

議員（18番 小野二三人君） まだ何点が再質問したいことはあるわけですが、時間の制約がありますので、この辺で終わりたいと思います。

以上、市政執行に当たっての市長自身の合併後の1年をどのように評価しているかを含めて、大きく5点を質問をさせていただいたところでございますが、およそ質問の大半が予算を伴うものでございます。予算は行政の設計書とも言われております。それだけに、財源確保の厳しさを痛いほど私自身もよくわかっております。でありますだけに、財政健全性の確保に努め、収支均衡に努めなければと思っておるわけでございます。

市長は、きらりと輝くまちづくりを掲げております。19年度予算編成期もあつという間に参ります。限られた財源の中で、市民の要望すべてを充足することは不可能でございましょうけれども、少なくとも市民の身近な要望が満たされるよう、十分なる財政推計の中で少しずつでも適正な行政水準の向上確保に努めることを期待をしながら、私の一般質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、18番、小野二三人君の一般質問を終わります。

.....

議長（後藤 憲次君） ここで暫時休憩いたします。午後は1時から再開をいたします。

午後0時02分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、8 番、西郡均君の質問を許します。

議員（8 番 西郡 均君） 通告順位 3 番の日本共産党の西郡均です。ただいまから通告に従って、若干通告以外のこともお尋ねしますけれども、質問したいと思います。

市長の行政報告を聞いて、提案理由もそうなんですけれども、幾つか落ちているんじゃないかという部分が気がついたので、指摘したいと思います。

1 つは、行政報告で、湯布院の大型宿泊施設の建設に同意 あ、同意じゃないということ言われましたですね。建設については報告されましたけれども、挟間では市長が同意した施設が、市役所のミスから、その施設の建設主と隣接のアパートのオーナーとのトラブルに発展し、抜き差しならない状況に至っています。

5 月の環境保全審議会も経て、市長が同意した施設でありますけれども、その後、その施設の確認申請を県にする段階で、大分県の方から、都市計画道路の道路後退線のチェックを市役所が見落としていたことを指摘され、現在の県道から 5 メーターバックして、計画道路にかからないようにして確認申請をパスするということがありました。

由布市から開発の同意をとり、確認申請もパスしたことから、建築主はアパートの建設を既に始めております。ところが、隣接者の同意は、バックする前にいただいていたままだったので、事業を始めて隣接者がそのことに気がついたという状況だそうです。慌ててストップしてくれといろいろ申し上げたみたいですが、若干やめていたものの、建築主にしてみれば、これまで隣接者の希望をかなえるために当初計画からだんだんに建物を変更して、最終的には道路にくっつけて同意をいただいたということで、道路後退線のチェックを見落としていた市役所のミスで、これ以上隣接者に譲歩することはできないということで、隣接者に対してもそういう謝罪やあるいは改めて同意をとるといようなこともしないままに、既にまた建設を始めております。

隣接者にしても、アパート経営者でありますから、2 階建てのアパートの目の前に 5 階建てのアパートが建設されては困ると。せめて一定間隔ありますから、3 階建てにできないかということと言い続けてきたことは、審議会に提出された経過報告書の中でも私たちも知っております。

自分が、自分のアパートの前面の視界を妨げない位置までずらしたんで同意書を押したと。にもかかわらず、実際建てている建物は目の前に戻ってきているということで、これでは詐欺ではないかということを経験者から私も言われました。

市長にそこでお尋ねしたいんですが、なぜ道路後退線のチェックを見落とすようなミスが市役所内で行ったのか、その点についてどういうふうに検討されて認識されているのかお聞きしたい

と思います。

2点目は、事前協議の終了通知、あるいは市長の同意をした後でこうしたミスが発覚した場合、それに伴うトラブルの解決はだれが一体責任を持つのか、そのことについて市長自身の見解を賜りたいと思います。

最後に、環境保全審議会、これは近隣の住民の生活環境をやっばり平穩に、あるいは安心して安全に暮らしてもらうということで、いさかいが起こらないようにということで環境保全審議会はそういうことを重点に、いろいろ建設に当たっての開発のための同意の条件等を皆さんで審議しております。とりわけこの物件については、隣接者の同意を得るように指摘をしたところであり、ところが、隣接者から見れば、詐欺と思っているわけです。そういう強引な建設工事に市役所だけでなく審議会の委員までもが加担しているんじゃないかというふうに疑われている向きもあります。そういうことに対して、環境保全審議会の位置づけですね、それから考えて、市長はこの一連の経過から考えて、どういうふうにそれを思っているのか、その辺について御意見をいただきたいと思います。

次に、今回提案された議案の中で抜けているもの。先ほど同僚議員の方からも、18番議員ですか、決算が12月に提案されると。して、予算編成は既にその準備を始めているということと言われました。17年12月8日に18年度の新年度予算の予算編成方針が示されました。そういうことから考えると、もう12月に決算をするというのは、前年度の決算をやって翌年度の予算に生かすという、そういう本来の趣旨から外れているんじゃないかというふうに思うんですけども、市長にお尋ねしたいのは、決算がなぜ12月にするようになったのか。そういう前年度の決算を翌年度の予算編成に生かすというような観点は市長の中から脱落しているのだというふうに私は思うんですけども、その点についてどういうふうに考えているかお尋ねしたいと思います。

そのことについて総務部長にもお尋ねします。決算について、既に決算カードが7月、あれ何日付ですか、作成するようになっていきます。県の方を通じて国の方にも提出されていると思いますけれども、従来町役場のときは、9月が決算議会でしたから決算カードについての説明をこの9月議会で行って行っていました。そういう決算の状況がどうなっているのか、議会に説明する気がないのかどうか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

次に、財政課長にお尋ねします。その決算カードの中で、特に私が気になるのは、実質収支比率が5%を超えているということで、要はどんぶり勘定の域に入っているわけです。適切なのは3%から5%というふうに言われています。そういうことから考えると、由布市の財政計画はどんぶり勘定だというような評価を受けていいのかどうか、その辺、内部でいろいろ検討したと思いますけれども、どういうふうに財政課長は考えているのか、お尋ねしたいと思います。

いま一つは、経常収支比率です。これがほとんど100%ということで、要するに投資する経費が全くないという状況の中で、私はこれは当然だと思うんですよ。ほとんどの施設、自治体が必要な施設はつくっていると、既に。それで、とりあえず今からやらなければならないのは維持管理だということが前提になるから、当然100%の経常収支比率でどういふ自治体運営をするかというのが問われると思うんですけども、そこら辺について財政課長はどういふふうに検討したのか、そのこともお尋ねしたいと思います。

さて、提案で抜けているもう一つの部分は、6月の定例会で由布市の障害者自立支援条例が成立しました。そのときに、これは由布市の自立支援条例になっているけれども、審議会の設置条例ではないかというふうに私指摘いたしました。しかし、そのときは、県から準則が示されているんで、そうだというふうに言われました。ところが、準則をその後いただいたら、議会中にいただければそれはすぐ指摘できたんですけども、いただいた準則は、審議会の条例設置条例なんです。だから全くこっちが言うていたことは正しかったんですよ。おたくは、わざわざそをついたというわけじゃなからうと思うんですけども、一体何を考えて由布市の場合は自立支援条例にしたのか、そこら辺のいきさつも含めて、きちっとここで教えていただきたいと思います。

とりわけ4月からの障害者自立支援法の施行で、金のある人もない人も1割負担、これは金のない人が特に困っているんです。介護保険もそうなんです。私も介護保険の利用者に、もう金がないからこれ以上利用できないということをよく言われました。ところが、金持ちの世帯にたまたま行くことがあって行ってみると、わずか1割でこんなことがさせてもらえるちゅうことで、介護保険をふんだんに利用するという意向なんですよ。

自立支援法というのはまさにそれをまるっきりまねたような制度なんです。要するに1割の負担金を取るということですから、金のない人がほとんど利用できないと。とりわけ今度ひどいのは、施設の運営がそれで困難になっているという状況が生れているところであります。昨今の新聞報道でも、今日の朝刊にも出ていたんですけども、そういう施設の施設側も含めて、この自立支援法の、4月からはもちろん、この10月からの制度改正に向けて大変な状況にあるという訴えが各自治体や県にも寄せられています。当然各自治体も県も、それに対応するようにいろいろやっている最中であります。

それで、由布市では実態をどのように把握しているのかということをお尋ねしたいんですけども、由布市の障害者が由布市内や隣接市の作業所などを利用している実態をどういふふうに把握しているのか。

2点目に、直接間接にしる、そうした低所得者の障害者の生の声を聞いているかどうか。

3番目に、例えば大分の作業所に行っている人にとってみれば、同じ作業所にいながら、大分市民と由布市民では処遇が違うわけですね、負担が。そういうことについて何も感じないのか。

4番目に、困っている人に手を差し伸べる、自治体の当然の責務でありますけれども、同時に、県に対する支援の要請や国に対して法律の改正を働きかけるなどすべきだというふうに思いますけれども、市長はどういうふうにやられているのかお尋ねしたいと思います。

次に、監査委員さんにまたおいで願ってお尋ねするわけなんですけれども、できれば監査報告のときに質疑がさせていただければもう無理にお越しにならなくても結構なんですけれども、そういうことも大変だというんで来てもらいました。

私は、今回は水道決算だけだったんですけれども、一般会計を含めて特別会計の決算報告を湯布院の議員と一緒にやれることに非常に感慨を覚えているんです。あの湯布院町の監査報告というのは非常に素晴らしいもので、16年はちょっとあれなんですけれども、15年度はこのくらいの分厚さなんです。それで内容もすごいと。この監査報告の中にも、監査委員自身が述べています。

どういうふうに言っているかということ、湯布院町の決算報告書は行財政の内容をすべて理解できると他の町村から称賛を受けているので、議員も議会活動をする上での参考書にさせていただきたいというふうに述べていますし、同時に、例月検査や監査報告の意見書中に指摘事項、改善事項が数々指摘されているが、しかし行政がそれらを改善しない状態を議会が黙認することは監査の指摘事項の間違いや行き過ぎを明確視しない限り監査の形骸化につながり、議会の責任を果たしたことになるという指摘もしております。

これは特別なことだと思うんですけれども、3点目には、議会が法律違反としながら、議案を承認することに注意を喚起しています。

こうした1、2、3点とも、それぞれ私たちが真摯に受けとめなければならないというふうに考えさせられます。特に2番目の例月検査などの意見書中に指摘事項、改善事項については、それらを改善しない状態を議会が黙認することについては警鐘を鳴らしています。その点は特に、とりわけ収納課が2月からずっと監査報告、決算報告も含めて、税金だけではなく料金の収納もすべきだというふうに監査委員がたびたび指摘しているにもかかわらず、それに対する回答は全くないです。

収納課がないというんじゃないんです。この監査委員の意見書は、議会と市長あてに出すんです。市長自身がそのことをどういうふうに考えているのか、私には全く理解できないんです。そういう点で、監査委員にお願いしますけれども、市長からのそういう監査に対する指摘や改善の報告書を、あれはたしかとるようになっていたんですよ。それをとっていただきたいというふうに思います。

それで、具体的に監査委員にお尋ねいたしますけれども、2006年度の監査計画、いただきました。早目にできているぞと言って渡してもらえるとありがたいんですけれども、できている



んだから勝手にもらえというふうに前定例会で言われましたから、もらいました。しかし、それを見て感じるんですけれども、定期監査の内容が市の財務に関する事務の執行状況と合併後の事務等の進捗状況というふうに表現になっています。しかし、私に言わせてもらえば、合併後の事務等の進捗状況というのは定期監査、定期的にやるという内容よりも、これは行政監査になると思われる。むしろ法律が定めているように、市の財務に関する事務の執行状況と市の経営にかかわる事業の管理というふうにきちんと書いて、そして経営にかかわる管理とはどういうことなのか、あなたは事業所を税理士としていろいろ見ているのでよくわかると思いますけれども、経営管理で何が一体重要なのか、組織の管理や、あるいは機構の管理や財産の管理や、あるいはいろいろあると思います。人事、物品、資産、それらを具体的に記載して、どういう管理状況を監査したいのかということを確認にすべきだというふうに思います。

とりわけ市のすべての事務事業だけでなく、法定受託事務もあるわけですから、実施計画を具体的に書いて、2006年度は何をどういうふうに監査するのかということを示していただきたいと思います。そのことについて監査委員の御意見を伺いたいと思います。

2つ目は、例月出納検査については、計数に誤りがなく適切に処理されているが、気になる点を指摘し、具体的な指導及びお願い、検討を求めているというふうに書いています。しかし、次の例月検査までに回答がなかったり、同じ指摘を何回も繰り返している事項などについては、先ほど言ったとおりであります。そういう点で言えば、監査規程第9条により適切な対応を市長から求めるということをきちっとやってほしいと思うんですが、そのことについて御回答をいただきます。

特に、前回指摘した分と新たに指摘する分を区別してないですね、あの報告書は。やっぱりそれはずさんだと思います。やっぱり今回改めて指摘した部分は今回改めて指摘した部分、前回指摘して改善した部分はそれについてきちっと書くというような書き方の工夫をしてほしいんですが、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

次に、今定例会に水道事業の決算が提出されています。2004年度の挾間町水道事業会計決算で固定資産当年度現在高と帳簿価格の間に建築物で2,502万9,158円、機械及び装置で485万2,198円、工具、機具及び備品で13万9,806円の差があるので、合併までに簿価に合わせるよう修正したいというふうに言われています。

ところが、6月定例会に提出された2005年度の挾間町水道事業会計決算、これに修正した形跡はありませんし、今回提出されている由布市水道事業会計決算でも固定資産に2,000万円以上の修正を加えた形跡は見受けられません。それで、一体これがどうなっているのか、わかるように説明をしていただきたいと思います。

最後に、旧湯布院町防災無線工事に関する裁判についてお尋ねいたします。

議会開会の初日に裁判がありましたですね。開会日ということで私行けなかったんですが、非常に関心があります。それで、その裁判の様子がどうなっていたのか、担当局長も行っていないのでわからないと思いますけれども、わかる範囲で教えていただきたいんですが。

さて、私は7月6日、前回の裁判を傍聴しました。幾つか気がついたので、その点を指摘したいと思います。

昨年度末に補正された訴訟弁護士費用104万円、それに新年度予算に組まれている顧問弁護士料100万円、合わせて204万円、これを見て、私異常な思いをしたんですよ。何でこんなに裁判、あるいは弁護士に金をかけるんだと。そして気になっていました。不幸か、幸いかどうかわからんですけれども、直後にすもも裁判というのがあって、それを傍聴する機会を得ました。何ということはない、相手方に損害賠償請求すればいいものを、それを何をとち狂っているのかしらん、裁判までして、住民を相手に裁判をやっているんですが、その内容たるや、もう恥ずかしくて、あんまり外に向かっちゃ言えんのですけれども、住民の監査請求を却下した監査委員も重大責任があると私は思います。庄内町からそれを引き継いだ由布市が、相手に請求せず住民相手に裁判するという自体、私は異常と思うんですけれども、市長自身は一審の判決が気に入らないからということで福岡高裁に控訴したようです。私は、そういう裁判は、これは制度上でできないかもしれんけれども、市長としてやるんで、市の税金を使うのではなく、市長個人でやるんなら結構なんですけど、こんなことはやってほしくないというふうにつくづく思っています。

とりわけ7月6日の防災無線の裁判を見て、驚きました。これは地域振興局長がいなくて、当時振興課長が答弁したか私に教えていただいたことかわからんですけれども、この104万円の裁判費は一体何なんだというふうに聞いたら、あなたたちはどう言ったかという、これは相手に損害賠償請求する、要するに沖電気に損害賠償請求する費用ですというふうに私に言ったんです。ところが、裁判を見て驚いたのは、損害賠償する相手の沖電気と由布市と一緒に組んで、住民と裁判をしているんです。

裁判の中身でも私非常に残念に思うんですけれども、顧問弁護士料の50万円ずつの100万円というの、顧問弁護士と相談して決めたことだろうとは思っただけけれども、こんなでたらめなことを教える弁護士を雇う必要ないですよ。もう既に執行してしまったかもしれんけれども、恥ずかしくて外に向いちゃ言われんですよ、この内容は。とりわけ刑事事件で証拠採用されている防災無線工事は談合だったという証言は、刑事が勝手につくった創作文章だということをあの裁判でやっているわけです。証人調べで。こんなばかな話が市がやりますか。どこの世界に。

私に対しては、沖電気に請求すると言いながら、裁判では、沖電気に払わんでいいように証言をさせている。これはあってはならないことです。

もっと驚くのは、営業担当の証言によって、湯布院町、それを引き継いでいる由布市の入札工

事のでたらめさが明らかになっていることです。湯布院町が見積もりを依頼したコンサルタントには沖電気の仕様書が採用されています。その防災無線工事の見積価格も沖電気の提出したものであることが、しかもその金額が工事原価の倍、1億4,925万円という工事原価の倍、3億円の見積もりに基づいて予算が組まれ、入札が行われているんです。

これには裁判長自身が異常な関心を持って、何で1億4,000万円の工事が3億円の見積もりになるんですかということは何度も尋ねていました。営業はなかなか答えなかったです、証人は。しかし、何と言ったか。防衛補助だからと言ったんです。防衛補助というのはそういう仕組みがあるんです。こういうことがもう社会に明らかになっただけでも私は非常に恥ずかしい思いをしているんですよ。

実は、そこの鬼崎に、汚水処理場ができました。同じころです。防衛予算でつくりました。今、全国で終末処理場のプラントの企業は、それをつくった自治体に談合違約金を皆払っているんですよ、1年間以内のところは。手入れを受ける前に。残念ながら、ここは1年過ぎているから2億数千万以上のお金をもらいそこねているんです、今。当時から談合のうわさがありました。ここに建設課長がおられますけれども、環境衛生組合議会の中でもこのことはたびたび私も指摘しました。しかし、我々には、その証拠は何もないわけです。しかし、今となったらそれは明らかになって、全国的には住民監査請求したところは、それは時効にひっかからないから引き続き支払いの義務がずっと生じているわけなんです。そういう意味で言えば、わずかに残っている沖電気への請求権を放棄するような今のような裁判を続けるということは断じて私は許されんと。

7月6日の裁判長は和解を勧めていました。私はてっきり和解になることだろうというふうに思っています。後で、振興局長から、この9月8日の裁判がどうなっているか、ちょっと聞かんとわからんですけれども、和解になったのかならなかつたのか。

2つ目にお聞きしたいのは、裁判などすぐやめて、原告の主張どおり、沖電気に談合違約金を請求するというのを直ちにやってほしいと思いますが、その点についてどうでしょうか。

3番目に、先ほどから何度も言いますけれども、間違った指導をする顧問弁護士などという制度をたった今取りやめて、自分の頭で正しいと思うことをやってください。お願いします。

当時の湯布院振興課長はもう何か言うた覚えがねえよな顔をしちよる、さっきからしよるんやけど、うそをつくつもりはなかつたんでしょうけれども、じかにそういうふうに聞いているし、ほかの議員も確かにそのことは耳にしているわけなんですよ。もうちょっと注意を喚起して、言ったかもしれんなということを出して、ぜひそのことが一体どういうことを指しているのか、教えていただきたいと思います。

以上で、再質問はまたこの席から行います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 8番、西郡均議員の通告に基づく2点について御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、道路後退線のチェック見落としとトラブルの解決についてでございます。

挾間町の企業者より、条例に基づく事前協議がなされたときに、都市計画に伴う道路計画がなされていることを見落とししたことは、まことに申しわけなく思っておりますし、企業者、隣接者の方には心からおわびを申し上げたいと思います。

市といたしましては、先般、両方の方に直接会いまして、会っていただく機会を設定いたしまして協議をいたしたところでありますが、不調に終わったところでございます。今後も、双方の事の推移を見守りながら、真摯に対応してまいりたいと思っております。

また、環境保全協議会が隣接者の同意を得るように指摘したことが詐欺行為に加担した結果になってとの御趣旨的でございますけれども、委員の皆様は、そういう意味では純粹に意見を言われたことでありまして、詐欺行為の加担だとは思っておりません。

次に、今回提案されなければならないと思われる議案が漏れているのではないかということにつきましては、10月から実施される地域生活支援事業については、3月当時、県からは条例化が必要との説明を受けておりました。6月議会後に、西郡議員に直接説明した時点では、職員もそのように理解をしておりまして、由布市としても9月議会での条例化に向けて同様の認識を持っておったところでございます。

しかしながら、その後7月に県から、利用料を市町村が直接徴収する場合には条例化が必要との説明がございました。しかし、県内のほとんどの市町村が事業委託をする予定であることから、ほとんどの市町村においては、条例ではなくて、要綱での対応となっております。由布市としても、市が直接徴収する事業は今のところ予定はしておりませんので、要綱で対応をしてまいりたいと考えております。

由布市の障害者が由布市内や隣接市の作業所を利用している実態を把握しているのかということにつきましては、平成18年度から小規模作業所に対する国の補助金が廃止をされました。由布市内にも2カ所の作業所がありまして、17年度は国の補助金を受けておりました。18年度につきましては、県との協議の結果、国の補助金分を市と折半で補助することといたしております。今回の補正で計上しておりますので、御審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

一方、利用者の把握でございますけれども、庄内地域のさくら会につきましては、精神障害者の方10名、湯布院地区のシャロームにつきましては、主に身体障害者の方9名が通所しております。市外につきましては把握はいたしておりません。

直接、間接にいたしましても、低所得者の障害者の生の声を聞いているかということでございます。障害者福祉計画、障害者計画の策定に向けまして障害者アンケートを7月に実施をいたし

ました。また、居宅で自立支援給付を受けている方の聞き取り調査を8月、9月に実施をしたところでございます。

同じ施設に働いていて、大分市や別府市の市民と違う処遇にみじめな思いをさせるのかということでございますけれども、大分市、別府市では、独自の支援策を打ち出しておりますが、瀧野議員にお答えいたしましたように、由布市といたしましては、県下の状況を見きわめながら、また市の財政等も十分考慮しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

困っている人に手を差し伸べることはもちろん、県に対する支援の要請、国に対して法律の改正を働きかけるべきではとないかということでございますが、議員おっしゃるとおりでございますが、由布市といたしましては、県内の情勢を、またこれも十分見きわめながら対応してまいりたいと思っております。

決算については担当より答えさせたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 8番議員の西郡議員にお答えいたします。

最初の監査計画についてでございますが、御承知のとおり、監査等の処理につきましては、監査規程の第6条につながる監査実施基準第14条に規定をしてあります。また、御指摘のように、監査計画にも同じように記載してあります。確かに合併後の事務等の進捗状況は行政監査の内容とも考えられますが、本年度につきましては、前年度に合併という特殊事情があります。予定財務に関する事務の執行に関連するものもあるという認識に基づいておりまして、そのようにしております。

今年度もまだ定期監査も残っておりますので、今年度の状況を見ながら、新年度の分を含めて、監査計画については検討していきたいと、そういうふうには思っております。

次に、例月出納検査についてですが、検査時の指導検討事項につきましては口頭で報告のあった事項もありますが、結果報告の中でそのような事項の検討結果についての回答は明記しておりません。今後は、今までの対応をかんがみまして、監査規程第9条及び関連の監査実施基準第32条第1項の規定によりまして、必要な対応を検討していきたいと思っております。それに関連し、報告書についても検討したいと思っております。

事前の通告に基づく御指摘はその2点だったと思います。

ただ、3番目に、水道事業会計について、いわゆる固定資産の総額と減価償却累計額と決算書の数値が差異があったと。その差異が事前に西郡議員さんにお見せしたときは2,000万円だったと。それが今回いずれも修正がなされていないということでございますが、結論から申しますと、この決算書の特別利益の363万9,218円ですか、これがその修正の数値になってお

ります。

この挾間町の水道事業会計におきましては、私が監査委員になった当初からその数値の差異がありまして、そして、調べ、日曜日に当時の係員の方と出勤しまして、その差異を追求していったんですけれども、ある一定の年度までさかのぼるともう資料がないんです。だから、どうしても調べるところにもう限界があるわけです。そういうことで、なかなかその結論が出せなくてずっと今まで来たんですけれども、それを忘れないために何回も指摘を繰り返されたような結果があるんですが、それが今回担当者によって解決したというとおかしいんですが、決算意見書にも、台帳と決算書の数値を360万何がし修正することで合わせました。決算書の意見書にもおおむね良好という、適正という表現をさせていただいたのは、そのところを指したつもりです。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長佐藤です。

旧湯布院町防災無線工事に関する裁判についてということで御報告申し上げます。

本案件につきましては、2005年、平成17年4月28日に大分地方裁判所へ防災行政無線談合損害賠償等住民訴訟事件として湯布院町の住民である谷千鶴氏、原告になりますが、から当時の湯布院町長佐藤哲紹氏を被告とする訴状が提出されております。その後、関係者である沖電気工業株式会社が補助参加人として加わり、2006年、平成18年9月7日、先ほど議員さんがおっしゃいました9月7日ですが、までに9回の口頭弁論が開かれております。

なお、2005年、平成17年10月の合併によりまして湯布院町が由布市となりましたので、継続中の訴訟などは由布市に引き継がれまして、現在は由布市長が当事件において被告となっております。

もともと原告の本訴請求の要旨につきましては、地方自治法242条の2第1項第4号に基づきまして、被告が補助参加人に対して金4,490万円の支払いを請求をすることも求めると。それから、同情第3項に基づきまして、被告が補助参加人に対する請求権の行使を怠る事実の違法性を確認することの請求ということになってございます。

被告である由布市の市長といたしましては、事務監査請求がありまして監査委員の監査結果に対して、自治法242条9項の規定による措置を講じており、また請求権の行使怠る事実はないというふうに主張しております。それから、補助参加人である沖電気工業株式会社は、違法な談合行為はしていないと主張しております。

議員さん御質問の、9月7日に行われました口頭弁論であります。裁判官より3者に対しまして和解の勧誘がありました。勧誘といいますか、私も初めて聞いたんですが、勧める試みると書いて勧告を試みるということだと思っております。勧誘という法律用語になっております。訴訟

代理人弁護士とあります、いずれもそうなんですが、原告は主張のとおりですけれども、損害賠償額が近い金額であればというふうな回答をしているそうです。それから被告は、こちらの方ですけれども和解の内容次第ですというふうな話をしています。ただし、補助参加人は沖電気工業ですが、は、支払うことは考えられないと断言したので、この時点で裁判官による和解勧誘は成立せずに終了したということです。

その後、直ちにですけれども、裁判官より、審理の終結と判決期日が告げられまして、判決期日は12月21日ということになりましたので、すべての審理を終了し、判決を12月21日に出されるというふうに思っております。

それから、前地域振興課長の秋吉課長の100万円という件ですが、私ちょっとはっきりは覚えていないんですけれども、104万3月の補正の段階の部分では弁護士の着手金40万円、40万円の80万円と84万円、それとあと20万は多分実費の調査費だったと思います。それから次の100万円なんですけれども、これにつきましては顧問弁護士と今回の裁判とは関係ない50万円50万円の顧問弁護士の費用だったと思いますが、後にもう顧問弁護士は1人ということで、50万円は減額しているんじゃないかと思います。その辺はまた財政課長なり。

それから、沖電気と云々ということでございましたけれども、地方自治法の同じ条文によりまして、関係者については訴訟の告知をしなければならないということになってございますので、当然その義務がありますので、由布市としては、当時の湯布院町としては関係者である沖電気工業に、法に基づいて訴訟告知をしたということになってございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。8番議員の御質問にお答えをします。

決算の認定についてということで通告がありませんでしたので、的確な答えができるかわかりませんが、お許しを願いたいと思います。

もう議員御存じと思いますが、自治法233条の中で、決算につきましては収入役が8月31日までに市長に調整を行って提出をします。そして、市長はその決算の内容を十分に見きわめ検討しながら、監査委員の審査に付すということでございます。その後、市長は監査委員の意見書を添えて議会の認定に付すというような大変決算についてはいろんな場を踏んででき上がっております。

御指摘の平成17年度の決算につきまして、9月議会がなぜ12月の上程になったかという御質問ですが、17年度につきましては4月から9月までが3町の決算を行いました。そして、12月から3月までについては由布市という、私たちが今まで経験したことのない決算のやり方

をさせていただきました。そういう中で、より正確といいますが、調整を行う中で今回、9月の決算の認定のための上程を見送りました。そういうことで、12月にはぜひお願いしたいというぐあいに思っています。このことにつきましては、やはり収入役の早期調整、それから監査委員の早期審査、それから議会での早期認定ということがよく言われています。平成18年度につきましては、そういう事務をできる限り早期にやる中で、9月議会を目指したいと思います。

ただ、大分市等も、大きな市はすべて12月議会になっているというぐあいに聞いております。3町が一緒になった由布市の中で事務量がどのくらいになるか、まだよく把握をしておりませんが、できる限り早期にやっていきたいというぐあいに考えています。

それから、決算カードにつきましては、当初12月の議会という考えを財政の方は持っていたんですが、先ほど申されましたように、17年度の分析をしていただいて、19年度の決算等も関係がございます。機会を見て議会の中で決算カードの説明をさせていただきたいというぐあいに思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野でございます。私への質問は、実質収支比率、それから経常収支比率の件を問われましたが、このたび決算カードができ上がりまして、由布市の実質収支比率は6.4%となっております。それから経常収支比率につきましては101.2%で、減収補てん債、それから財源対策債等を除いたら109.1%となっております。実質収支比率の件につきましてはどんぶり勘定じゃないかと言われたんですが、これは初めての経験でございます。旧3町の4月から9月までの決算とまた10月から3月までの決算、この4つを決算しまして、これを1本にまとめたものでございます。ですから、当然、財政課としてはいろんな指示を出すべきところでございますが、特別な事情もありまして、今回このようになった次第でございます。

経常収支比率の件で高いのは、やはり合併の関係で維持補修費、それから補助費等がかなり前年度より伸び率は大きくなっております。そういうことが原因ではなからうかと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 市長の答弁の中にもありまして、繰り返しになるかとも思いますけれども、6月の議会に由布市障害者自立支援条例ということで設定をしたが、中身は審査会だけの設置ではないかということだったんですが、6月の時点では、9月の今議会に地域生活支援事業の条例化を見込んでおりました。それで、最初に大きく条例設定した方がよからうということでしたしておったんですが、市長の説明のとおり、県より条例化の必要がないということで、



今回は見送った次第でございます。結果として、大変心苦しく思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） うそをついておった課長の2人の答弁はということの御指摘でございますけれども、西郡議員さんが御質問があったのが3月議会だというふうに記憶いたしております。当時、上司の局長が防衛の関係で東京に出張いたしております、そのかわりに私が出まして答弁した記憶がございます。その中で、弁護士の着手金についてという御説明を申し上げた経緯がございます、その根拠といたしましては、損害賠償請求額の金額に相応して何%何%という着手金を支払うことになっていきますと、私、資料をもってそういう御説明をした記憶が今よみがえってまいりました。

それと、あと一つは、この中に事務費が入っているのかというたしか議員さんの御質問があったかと思えます。その点につきましても、私、その場でお答えすることができません、その点についてはまた後ほど議員さんに御回答申し上げますといったような記憶がございます。通告のない急な御質問でございますので、また当時の議事録を見ますと、またうそを言ったというてもまた大変困るんでございますけれども、私が今半年前のことを考えてみますと、以上のように記憶いたしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私も記憶そのものは余り自信はある方ではありません。それで、両課長さんにお尋ねします。

私が言ったのは、この中身で、6月議会のときにそのとおりに答弁してもらえばそのとき納得いったんだけど、そのときに県のいただいた準則でこういうふうになっているんだというふうに言われたんです。準則は先ほど見せたように、審議会の設置条例になっているんですよ。だから、こっちが言うたことは正しかったんで、準則どおりしたんですよというあなたの方がむしろ間違っていて、むしろ市長が言ったような思惑、自立支援の具体的な施策を条例に入れると思っていればそうならなかったと、そういう説明を当時やっておれば別に何ということなかったんだけど、そのときは準則に基づいてやったんだということを使ったんだから、準則見せくれと言ったら全然違うんで、それについてどう思いますかと言ったけれども、そこら辺については何ら触れてないんで、後で追加して答えてください。

振興課長の方は、記憶を呼び戻していただいてありがとうございます。ただ、問題は訴訟の相手だったんです。訴訟の相手が損害賠償、こっちが受けるんじゃなくて、損害賠償を請求されているんじゃなくて、損害賠償するんですよ。だから、私がああとき言ったのは、市が損害賠償されるような事件で一々応訴するかどうかちゅうのは市民に諮ってくれということを使ったけど

も、それはそうしなくていいんだというような、助役の方が何か資料を出してきたですけれども、いずれにしても、そのとき答えたのは、明らかに沖電気に請求するんだから、この訴訟費用は。という意味に受け取れたわけ。皆さんそういうふうに受け取ったと思うんですけど、そうでなかったかもしれません。私自身が誤解しておったんかもしれません。その点についてはおいおい明らかになると思います。

さて、最初から順番にいきたいと思います。

1つは、大型施設の件で、これからもやっぱり真摯にきちっと対応していきたいというふうに市長の方言われました。部長の方にお尋ねします。当然今膠着状態であると思うんですけども、工事が進行しています。どういう策を考えておられるとか真摯な態度とはどういうことなのか、具体的にあなたが一番大変だと思うんですけども、お答えいただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。8番、西郡議員の御質問にお答えいたしますが、挟間町のアパートの建設事業につきまして、具体的にどういう対策をとるのかということでございますが、8月21日に企業者と隣接者と代表者にお集まりいただきまして、市として都市計画道路の計画路線の見落としについておわびを申し上げるとともに、双方協議をしていただいて、妥協点が出ればということで協議をさせていただきました。しかしながら、双方とも主張がかみ合わん状態で、その日は決着が付きませんでした。その後、再度企業者の方に隣接者から、何とかもう一度会って協議をさせていただきたいという申し入れも担当の建設課の方から話を伺いまして、事業者の方に伺って、そのことをお願いをしたわけでございますが、既に企業者としては、もう手紙、書き留めで隣接者の方に、工事の再開をする旨を通知しましたということで、隣接者と会う考えはないということを受けて今おるところでございます。

今後の対応といたしましては、今のところそういう議員御指摘のように膠着状態の中でございますが、何らかの方策があればということで、今後隣接者、企業者ともにまた接触していきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） とはいうものの、市長自身はそういう対応をしたいと言うんですけども、実際はもうどうしようもないという状況なんです。だから、なるようになれというような、ある意味ではそういうようになっているふうに思えるんで、私は当然市役所のミスとしてそういう事例が起きたんだから、どういうふうに対処するか、それこそ真剣にやっぱりよく相談されて、どうするか再度改めて市長のお考えをはっきりしていただきたいというふうに思うんです。この場ですぐどうこうというのは答えにくいと思いますけれども、十分協議して、そしてやっぱ

り双方に御迷惑を、大変な御迷惑をかけたわけですから、それに対してどうするかということで、きちっと解決できる方途を探っていただきたいというふうに思います。

次に、決算なんですけれども、大分市なんかは決算委員会とかあるから、常時ずっとそういう審議をしているのでいいんですけれども、特にそういうところがないこの由布市については、旧来の町からちょっと3万ぐらいの人口に大きくなったからといってそんなに大層に構えるんじゃないくて、できるだけ総務部長が言ったように、18年度はやっぱり急いで、きちっと9月議会に提案して、それを翌年度の予算編成に生かせるというような策をとってほしいというふうに思います。

特に実質収支比率3%から5%の適正範囲からかなりずれて、こういうことになった理由というのも先ほど財政課長が言ったとおりです。しかし、もう経常収支比率の100%を超えている。そういうのを特定財源をのけたら109%ということになるという事態というのは大変な状況なんで、それを議員さんみんなに知らしめて、そしてどういう財政運営をしたらいいのかという前提になる話ですから、総務部長が言われましたように、早急に決算カードに基づいて、市の財政の状況を議会の皆さんに報告されるよう求めます。

ちょっと問題なんですけれども、これを把握できないということはないんですけれども、市長自身は隣接者の作業所に利用している人の実態がわからないというふうに答えたんですけれども、調べればわかることなんでしょう。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 一部の利用者の方はわかっているんですが、全員をちょっと把握するのは無理ではないかということで、議員さんの御質問があった時点で一応協議したんですが、今回ちょっと時間もないことだし、一応まだわからないということに、お答えとしてはしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 具体的には時間をかければわかることですので、できるだけ把握して、その人たちがやっぱり困らないような施策をやっぱり、市長自身も県下の状況を見ながら考慮すると言っているんですから、具体的にどういう問題が起こっているのか、どうしてあげたら一番いいのかという点をつぶさに調べて把握して、その声をまた市長の方に届けて、具体的な施策をとるようにお願いしたいと思います。

最後に、防災無線の件なんですけれども、この件に関しては、全く納得いかないのが、訴訟の相手先である沖電気を補助参加人にした経過です。それは一体どうしてなのか。請求先である企業と組んで原告と裁判を争うなんてことは、こんなのあってはならない話なんで、そんな、ましてや裁判の経過を見てみると、談合がなかったということを経営と一緒に照明しようとしている

んですから、こんなみっともない話はないですよ。助役は何で首を振っているんですか。あんた何か首が痛いんですか。いうことがあれば先に言ってください。その後振興局長答えてください。  
議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、沖電気の補助参加いわゆる補助参加人と言っておりますが、その分の参加の方法につきましては、たしか住民訴訟法では関係する3者は参加することができるという何か文言があります。ですけれども、地方自治法242条の2第7項につきましては、訴訟の告知をしなければならないというふうになっております。この条文を読みますと、第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員または当該行為もしくは怠る事実の相手方に対して当該普通公共団体の執行機関または職員は遅滞なくその訴訟の告知をしなければならないということで、訴訟の告知をして裁判所に申し出ている。それが参加するしないは、ちょっとその辺がよくわかりませんが、義務があるのかないのかちょっとわかりませんが、そういうふうに基づいて訴訟の告知をしております。

それから、談合のあった事実かどうかという話なんですけれども、私どもの方では談合のあった事実かどうか特定できません。監査委員の監査請求の勧告にはございましたけれども、しかるべき公正取引委員会ですか、等に通知しながら、専門家、それからいろんなところと相似をしながら損害額の確定をして請求しなさいというふうになっておりますので、その措置をしていたやさきに今回の裁判になったということで、私どもの方から談合があったかないかという判断は、今回の裁判の判決によってはっきりできると思いますので、あったないの判断をすることができません、それ。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほど鬼崎の汚水処理場の例を出しましたけれども、全国的に沖電気はそこそこで訴えられているんですよ。事実があったかなかったかというよりも、全国どうなっているかという状況をインターネットを使って調べればすぐ出るんですよ。彼が談合業者であるということがもう歴然としているわけですよ。そして、刑事事件で証拠採用されて確定されている以上、あったかなかったかわかりませんなんていうこと、悠長なことを言ってるんじゃないで、それを証拠にきちっと請求するという、原告の主張が正しいんです。監査委員の主張がもう正しいんですよ。それを、企業と組んで原告と裁判を争って、そしてそれがいいんだなんて言ってるようなことじゃ困りますよ。みっともなく話にもならん。次回は、それらが是正されてきちんとした報告をこの議会でしていただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、8番、西郡均君の一般質問を終わります。

.....

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は14時、2時から再開します。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、12番、藤柴厚才君の質問を許します。

議員（12番 藤柴 厚才君） それでは、12番、藤柴厚才でございます。通告に基づきまして、市長及び担当部課長に3点ほど質問をいたします。非常に眠い時間になりましたけれども、どうか前向きな回答をよろしくお願い申し上げます。

まず1点目は、収納率向上対策についてでございます。

我が由布市は、自主財源が非常に逼迫しております。加えて、国の三位一体改革により、より厳しい財政運営が強いられており、今後ますます市民サービスの低下が懸念されているところでございます。

前回、私は、自主財源の確保という観点から、市有財産の有効活用、そしてまた企業誘致への積極的な取り組みについて質問をいたしましたが、今回は、市民の当然の義務である税、使用料の徴収についての質問をいたします。特に、私の調査では、固定資産税滞納額が由布市全体で約3億円、市税約1億円、その他市営住宅の家賃、水道料、入湯税などを含めると膨大な滞納金、私の認識では6億円から7億円ぐらいあるんじゃないだろうか、このように認識をいたしております。

法的には、料については2年、税については5年を経過すると不納欠損として処理されると理解しておりますが、公正公平な納税義務、自主財源の確保の観点からも、現状の収納率、今後の収納率向上対策について、市長の見解をまず伺いたい。

次に、2番目に、地域包括支援センターの運営についてでございます。4月1日より、法の改正により、介護予防を中心とした総合的包括的な地域ケアの推進ができるようになりました。3月の議会において、包括支援事業を社会福祉協議会に委託しました。当然、予算も措置をしたところであります。しかしながら、さきの6月の議会の同僚議員の質問の中で、包括支援事業、社会福祉協議会のいろんな問題があるがゆえに、市長が会長職をまだやめられないという旨の答弁がございました。

このことについては、私は、問題があるならこれはいたし方ないと、このように理解をしております。しかしながら、6カ月を経過しているにもかかわらず、包括支援事業は軌道に乗っていない、問題がある。また、社会福祉協議会の問題もある。このこと自体が私は大きな問題だと、このように思っております。この問題点と今後の対応について、市長、いわゆる社協の会長とし

ての見解を求めます。

次に、3点目でございます。防災パトロールの結果・対応についてでございます。去る6月6日に由布市全体の防災パトロールが旧町単位ごとに一齐に実施をされましたが、これを受け、住民の生命と財産を守ることを最優先に、今後、検討が十分になされたことと存じます。ここ最近、地球の環境の変化、温暖化等による異常気象により、集中豪雨、その他人命にかかわる災害がいつ起きてもおかしくない今の現状になっております。したがって、危険予知、防災に対してのチェックの感度を高め、危険箇所の対策を講じる必要があると思うが、その対応はどのようになっているのか。今回のパトロール結果とそれに対する対応について、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

この席にて再質問は行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 12番、藤柴議員の御質問にお答えをいたします。

全国的に、地方税の徴収率が低下傾向にある中で、三位一体改革に伴う税源移譲の進展や税負担の公平確保の必要性の高まりに応じまして、税の徴収率の向上や滞納の解消はますます重要性を増してきているところでございます。議員御指摘のとおり、当由布市も滞納税が増加傾向にありまして、厳しい市財政環境の中で自主財源の中心である市税を確実に徴収していくことは、重要かつ喫緊の課題であると考えております。滞納額を極力圧縮して、市民の税務行政への信頼を確保することが何よりも大切であると認識をいたしております。

そこで、徴収体制の強化が必要と考えまして、その1つの方法として、今回の補正で2名分の嘱託職員の賃金を計上いたしたところでございます。それによりまして滞納整理計画に基づいたきめ細かな滞納整理を行うことが可能となりまして、徴収率の向上につながるものと思っております。

また、納税相談を積極的に行いまして、督促や催告に応じない悪質滞納者や高額滞納者に対しましては、国税徴収法に基づく財産調査を行いまして、所有財産の差し押さえもやむを得ずの強い決意をもって臨むつもりでございます。

今後も、状況を踏まえながら、可能な限り徴収体制の強化を図り、市の主要な自主財源でございます市税徴収率向上を目指すとともに、財源確保や不公平感の払拭に努めてまいります所存でございます。

次に、地域包括支援センターの運営について、御質問にお答えいたします。

8月末の由布市の現状を申し上げますと、認定者の総数は885人でございます。そのうち要支援1が229名、要支援2が285人で、認定者の中に占める要支援者率は41.1%となっております。また、要支援認定を受け、実際に予防給付サービスを利用している方は208人と

なっております。この208人につきましては、包括支援センターが中心となって介護予防サービス計画を作成をしておるところでございます。

また、作成業務につきましては、保健師、主任介護支援専門員が中心となりまして、定数9名体制で業務を行っております。

新予防給付サービス計画につきましては、従来の居宅介護支援事業者に業務の一部委託が可能のために、一部委託を活用しているところでございます。委託の件数は165件、直営138件で、委託率は54.56%となっております。

次に、特定高齢者数についてでございますけれども、中間報告といたしまして、8月1日までに各地区で行われた基本健康審査の結果では、該当者は80人となっております。

なお、全体の受診者は1,202人であり、対象率といたしましては6.7%となっております。医療機関での基本健康審査が9月末で終了いたしますので、その後に由布市全体の特定高齢者数が把握できると考えております。

また、包括支援センターへの相談件数は113件、訪問状況は、介護保険サービス利用者や高齢者実態把握等を合わせますと953回となっております。

現状の問題点といたしましては、この制度を、つまり地域ケア、介護予防について早期定着を図ることが必要だと考えております。

今後の対応といたしましては、今回の改正におきまして、要支援認定者は、地域包括支援センターのみで介護予防支援業務を行うとされております。しかしながら、制度改正に伴う高齢者の急激な変化を緩和するために、従来のなじみのある居宅介護支援業者を平成19年3月31日まで活用することができる経過措置が平成19年3月31日まで設けられております。従来の担当者との協働の中で高齢者が抱く制度改正への戸惑いを解消するため、趣旨の啓発、普及により、制度定着へ向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

今後の課題といたしましては、経過措置後の対応にあります。地域包括支援センター現有の配置人員で業務遂行が可能か否かにつきましては、今後の動向を注視しながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

また、事業運営につきましては、地域包括支援センター職員を初めとする多くの現場職員のだけれども、従来型からの大きな変革に直面しているところでございます。これにつきましても、由布市と包括支援センターが中心となり、研修会や意見交換会を重ね、地域と融和を図りながら、よりよい地域ケアへの発展と目標に向けた取り組みを行うことは必要であると考えております。

次に、防災パトロールの結果・対策についてでございますけれども、6月6日に3地域、挟間地区では26カ所、庄内地区では8カ所、湯布院地区では7カ所、合わせて41カ所をパトロールをいたしました。

その結果、挾間地区では危険度Aが4カ所、危険度Bが10カ所、危険度Cが12カ所ございました。庄内地区では、危険度Aが3カ所、危険度Bが5カ所でございます。湯布院地区では、危険度Aが3カ所、危険度Bが2カ所、危険度Cが2カ所ございました。

これらの箇所の被害防止対策といたしましては、大分土木事務所や県中部振興局、地権者等々と協議をいたしながら進めてまいりたいと思っております。

これまでの被害防止対策といたしましては、昨年9月6日の台風14号により土石流が発生した湯平では、既に工事に着手し、1期工事の谷どめ工事スリットダムは11月30日の工期となっております。その後も順次工事に着手することになっておりまして、このほかの箇所につきましてもこれから鋭意改修工事を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） それでは、収納率の向上対策について、一問一答方式で行いたいと思います。

まず、所管する課長に答弁を求めます。

徴収方法についてでございますけれども、金融機関への振り込みは、全体に占める割合は何パーセントになっているのか、それでまた、収納率アップ、経費節減などの点から、振り込みの推進策、これはどのように今行って、啓発活動を行っているのか、そこら辺を課長にお聞きしたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 収納課、佐藤でございます。12番、藤柴議員の御質問にお答えをいたします。

金融機関の振り込みは何パーセントかとの質問でございますが、3月末時点では、4万5,420人の対象者に対しまして、口座振替者数は1万1,092名となっております。対象者に占める割合は24%と相なっております。本制度は、現年度分の納期内納付の促進、それを通じた収納率向上に有効な手段であると存じております。市報による口座振替制度の呼びかけ、また、納税者あてへ直接口座振替依頼書を送付し、制度利用の呼びかけ等、積極的に利用促進を図り、公金の安全管理や徴収コストの削減に努めてまいりたいと存じます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） じゃあ、2点目に行きます。旧庄内町時代に納税組合というものがありません。湯布院も一部あったとお伺いしておりますが、湯布院じゃなくて挾間ですかね。これは、法的に、報酬制度は法に違反しておるということで、今回、合併前に、そういう、何ちゅうか、償還金ちゅうか、その報奨金じゃなく事務手数料という形で、納税組合ももうちょっと



大きな形で、今、現状、幾つかの団体があると思うんですが、この庄内町時代、その納税組合があって非常に収納率がアップしたというように、私は、今、そういう認識を持っております。

そういった面で、今現在、由布市の中で、そういう納税組合的な団体が幾つあるのか、前の団体からどのくらいふえたのか、減ったのか、そこら辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 次の、納税組合は何団体あるかとの質問についてでございますが、組合数は、平成15年度には346組合、それから16年度には324組合、そして17年度には97組合となっております。補助金関係につきましては、16年度までは旧3町のそれぞれの取り扱いにより実施をされていましたが、17年度には97組合と激減をしており、現在は66組合と、さらに減っているところでございます。

組合の扱う収納額も、16年度は約4億8,700万円が、17年度には1億7,900万円と減りました。納組が扱う税は現年度分であり、徴収率の16年度の対前年度比は0.4%減、また、17年度見込みの対前年度比は0.63%の減になるとの見込みでございます。徴収率は年々低下傾向にある中、組合数が減った17年度と前年度の差は0.23%です。その差に16年度の納組を通じて収めた税額4億8,700万円を乗じた額は100万円ちょっととなりまして、納組が減ったための徴収率への影響は少ないものと思われま。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 今のその答弁ですね。その納税組合は別にその影響はない、という答弁で理解してよろしゅうございますか。

議長（後藤 憲次君） 収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 納税組合が減ったための影響は少ないものと存じております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） じゃあ、次に、納税者への督促状、どうしても期限内に払ってくれない方に対して督促状の送付はどのようにやっているのか、これは、収納課と水道課に、それぞれ課長にお伺いしたいと。年何回発行して、どういう形でやっているのか、詳しくお聞かせ願いたいと、このように思います。

議長（後藤 憲次君） 収納課長から先。収納課長。

収納課長（佐藤 利幸君） 滞納の督促状の発送についてお答えいたします。

地方税法には、納税者が納期限までに税を完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない、と規定をされており、通常は、納期ごとの未納者へ督促状を発送しております。

また、督促をしても、なお完納されない場合には、さらに納付を促すために、納付催告を年

2回ほどいたしております。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長の目野です。よろしくをお願いします。

水道使用料の督促等の、収納率の向上対策ということでございますが、現在は、料金納付期限より20日を過ぎて納付がなければ、督促状を発送しています。督促通知だけでは、今、問題の解決につながっていないのが現状であります。

今後につきましては、催告書の発送をし、未納者へ納付計画書の提出をお願いいたしまして、計画書により納付をしていただくよう促し、特に悪質な使用者へは給水停止予告をいたしまして、給水停止の執行通知を講じなければならないところもあるかなと思っております。

そのようにいたしまして、収納率の向上には努めてまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 水道課長にお聞きしたいんですが、水道料の、要するに未納額、上水、簡水含めてどのくらいあるのか、ちょっと、約でいいですから、お知らせを願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長であります。失礼しました。過年度分で、上水といたしまして2,700万円ほどです。現年度分で、3月末で、2月、3月分の徴収等が入っていない部分も一緒に8,400万円ほどです。と、簡水でございますが、過年度分が620万円ほどでございます。現年度分、17年度で300万円ほどでございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 非常に、水道料の滞納、これが多いということは、非常に私も残念でなりません。自分たちが使った水の、その料金を収めないと、これは本当に情けない話で、この徴収についてはやはりきめ細やかに徴収方をよろしくをお願いしたいと、このように思います。

それから、6番目に、収納課の現状の職員数、先ほど、市町の答弁の中で、今回、補正で2人の嘱託職員を配置するというのを伺いました。しかしながら、私は、今、職員がだんだんスリム化して、職員を減少、要するに少なくするという中で、そういう嘱託、あるいはまた臨時等をどんどんふやしてそういう徴収に回すということは、私は、相反するんじゃないかなと。やはり、職員を都合をつけながらそういうところに配置をして、収納率を上げるということが、私は緊急課題だと、このように思います。

そして、収納課の職員は、それぞれ、今、7名か8名おると思うんですが、その中で、話聞くとところによりますと、湯布院町の職員が1人もいないと、収納課にですね、これはやはりどういふことか、私は非常に疑問に思っております。というのは、やはり旧湯布院町、合併になったか

ら由布市ですけども、やはり旧湯布院町の方が一番そういう地の利もわかってるし、家もすぐどこと言えばすぐわかるし、そういう訪問徴収の場合は非常に機敏にできる、余分なコストがかからない、こういうふうに思っておるんですけども、そこら辺の配置が偏っておるということは、私は非常に残念でなりません。

特に、やっぱり職員は、由布市になったんだから、やはりそういう挟間の人が確かにそういう職員の配置もしてありますが、やっぱりいつまで同じ職場に、その人じゃなからなできないというようなことじゃあ、やっぱり職員間の交流、そしてまたローテーション、ここらもどんどんやっていかないと、職員のスリム化をしたときに、また、そういう仕事ちゅうか、そういう効率が悪いということでもありますので、そこら辺、総務課長、ひとつそこら辺の人員とそういう配置の関係ですね、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。人事の管理とそれから組織ということで、私の方からお答えします。

今、御指摘のありました収納につきましては、8名でやっております。一つの質問であります、8名のうちに湯布院の職員がいないということですが、当初につきましては2名配置をしておりました。しかし、1人は退職ということと、1人はちょっといろんな関係で、今御指摘のように、8名のうちに湯布院町の職員がいません。このことについては、次回の異動等で考えていきたいと思っています。それともう一つは、2名の嘱託職員の件ですが、御指摘のように、現在、職員数を減らそうというようなことの中で、嘱託職員はおかしいんじゃないかという御指摘だと思いますが、税務の嘱託職員につきましては、少し専門的なものもありますし、いろんなことから、今回、専門員ということで2名を嘱託として雇うようにいたしました。これは、結果がすぐ出ることでございますので、そういうことを見きわめながら、次のところでは対処していきたいと思っています。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） この点についてはしつこく質問をしていきたいと思っています。

それでは、また総務部長にお伺いしたいんですが、9月7日の本会議の席で監査委員より意見として出されましたが、より効率的な税の徴収の観点から、税と料の徴収、今、水道課と収納課と、これは分かれてますけど、これを統一した収納体制ができないか、監査からも意見として出されておりますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 12番議員にお答えします。

由布市が発足するときに、協議会、幹事会の中で、この滞納問題が議論をされました。特に、滞納額が膨大になっている中でどうするかということの中で、やはり、収納課をつくって、専門的に税務課の中の一部じゃなくて、収納という形の中で、専門的に徴収をしていこうという体制をとりました。これは、いろんな考え方があるんですけど、税と水道料の料というものがございまして、どこまでかということですか、当初は、すべてのものを徴収をするような考えでございました。といいますのも、一人の滞納者が税も料も持っているという方がいらっしゃいます。そういう中で、早い者勝ちというとおかしいんですけど、例えば、国保税を先にとると、あと、税を納められないというような状況で、結果としては、由布市全体と考えたら同じじゃないかというようなことの中で、やはりそういう方に対しましては、きちっとした納税計画を立てまして、今まで年間10万円であったものが15万円ぐらい何とか納めてもらえないだろうかという、そういう納税相談をしながらやっていこうということで、総合的に収納課をつくったんですが、現在の陣容の中では、なかなかそういう理想どおりに行ってません。

しかし、これは、都市化がますます進む中で、滞納額がふえることが予想されますので、そのことにつきましては、将来的には、やはり税と料、まあ、料の中でもどこまでかという範囲はあるんでございますが、そういう方向を目指していきたいというように思っております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） そのことはよくわかりました。

それでは、市長に今度、最後お尋ねいたしますが、ほんの一例ですけど、豊後大野市、これは、豊後大野市が取り入れちゃんからいいとか悪いとかじゃなくて、参考までに私は提案したいと思います。

2カ月前の大分合同新聞に、私、いい記事やなあと思って、抜粋して切って持ってきたんですけど、これをちょっと読み上げてみますんで、ちょっと時間を下さい。

「豊後小野市は市税、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の収納率を上げるため、幹部職員から直接滞納所帯を訪問する特別滞納整理を実施する」ということで載っておりました。期間は、まあ、出納整理期間に合わせて、約2週間から1カ月程度ということでございます。

市の税務課の話によりますと、滞納の増加が懸念されるなど、問題は新市づくりの課題の一つと、厳しい財政状況の中、自主財源確保のため、収納対策に取り組むことになったと。市長を本部長とする市税特別整理対策本部を設置して、市、部長局の幹部職員、それから税務の担当の課長の90人体制で市役所で辞令交付があったということで、市長は「市民の皆さんの理解と協力をお願いし、滞納整理をしてほしい」と述べた。

と、こういう記事が載っています。まさに 豊後大野市もかなり滞納額があると、私も聞いて

おりますし、これをやることによって、かなりやっぱり収納率アップにつながったということ、私お聞きしました。

で、由布市もこれに倣えとは言いませんけど、こういう職員総ぐるみで、やはりこの納税意識を高めながら、収納率アップに、こういう厳しいときでございますので、特に、そういう不納欠損等を起さないように、十分に収納体制を整えてほしいなど、このように思います。

いずれにしても、私が冒頭申しましたように、滞納額が税、料含めてかなりの金額に上るということでございます。公正・公平な税、納税、税源不足による実財源の確保の観点から、待たなしの税収、収納率の向上対策を講じてほしいと思うが、最後に、市長の強い決意をお願いをしたい、このように思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさに、議員おっしゃられとおりであります。

由布市といたしましては、大変な滞納がございますから、収納課の充実をさせながらこれに取り組んでいきたいと思っておりますし、今言われるような豊後大野市の取り組み等々も今後十分検討課題として、いずれにしても、これから収納率をアップさせて、そしてまた、（発言する者あり）そういうことについてしっかり取り組んでまいります。由布市の財政を確立させるためにも、この収納の取り組みが一番と考えておりますので、その決意で行いたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 収納の効率対策についてはこれで終わりますが、2点目の包括支援センターについて再質問を行いたいと思っております。

3月議会の際に、この包括支援センター、市直営でやるのか、まだ社会福祉協議会に委託するのかという論議も十分やったというように、私は認識をいたしております。結果として、社会福祉協議会に委託をしたという事実でございます。そのときに、一番心配されたのが、保健師、社会福祉士、ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメント初めとする高齢者の総合的な支援をするということで、人員が、本当に、果たして社会福祉協議会で確立できるのかという、非常に心配がございました。先ほどの市長の答弁では、何とかそのことについては、9人体制が整ったということを知っておりますので、こちら辺は割愛させていただきます。

次に、公正、中立性を確保するため、地域住民や関係職種による地域包括支援センター運営協議会たるものが、法律でつくらなきゃならないということになっておりますし、その構成について、運営協議会は、先ほど、市長が、社協と包括支援がうまくいかないから、問題があるから、まだその会長をやめられないという中で、その協議会の運営がどういう構成になって、それが本当にうまくいっているのか、私は、非常に、今、疑問に思っておりますのでございます。そこら

辺、課長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。12番、藤柴議員の質問にお答えいたします。

運営協議会につきましては、先般の福祉介護計画の中の委員さんと一緒でございます。したがって、今、30人程度ということでやっております。内訳につきましては、居宅支援センター等の施設の代表者、それから、議会の中からにつきましては文教厚生常任委員長と副委員長の方、それから、老人会、民生委員会、社協、そういった被保険者ですね、そういったのを含めまして、約30人で構成しております。

特に医師会も入っていますが、この運営につきましては非常にうまくいっていると思っております。といいますのも、やはり、その居宅支援センター、お医者の方等が入ってまして、非常に介護等に詳しい方がおります。で、被保険者におきましては、自分がその介護になったときにこういうことをお願いしたいということもその中で論議になりますし、非常に運営はよく行っていると思います。

現在では、近いうちに、10月になりましたら、運営協議会をまた、初めての会議をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 今の課長の答弁を聞きまして、安心をいたしました。

次に、高齢者の基本健診などをもとに、要支援1、要支援2、非該当者に区分され、サービスを受けられると認識をいたしておりますが、その区分はできているのかという質問をしようと思いましたが、先ほど、市長は、大体できておるといって答弁でございましたけども、いま一度確認をしておきたいと、このように思います。

特に、非該当者に対しての一般高齢者と特定高齢者、この区分は、本当にできてるのかなあ。というのは、私がなぜそれを言うかといいますと、一般高齢者はそのデイサービスが受けられんわけですね。要は、自宅で、各老人会なら老人会が地区の集会所等に集まって、いろんなケアマネージャーさん、あるいはまた、さっき言うた社会福祉士さん、保健師さんの指導を受けながら、介護予防に徹するというので。特定高齢者はデイサービスを受けられる、そういうその区分になってるんですね。

これは、あくまでその高齢者の基本健診でそういう色分けが、区分ができると思うんですけど、本当に、果たしてそれができるのか。私は、調査したところによりますと、まだ、さっき、特定高齢者が何人て言うたですかね、まあ、数は少ないようなことを言いましたが、確かに、受け

ない、基本健診を受けないからそういうこともなかなか区分ができないと。確かに受診の方も問題があるんですけど、9月で医者にかかって受けるのをもう一応期限が切れると、あとは自己負担でやるならやらないけんと思うんですけど、やはりこういうやつを早く受診をしてもらって、やっぱり介護予防、そのための包括支援と、私はそのように認識をいたしておりますので、そこら辺の教宣活動等々を、その取り組みについて、再度、課長の答弁をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） まず、特定高齢者の件につきましては、私どもが先般説明申し上げました、対象人数につきましては約290人と、これは、国の率を掛けた数字でございます、まあ、このくらいおるだろうと。しかし、現在、市内の住民健診、これをしますと、約80人と、先ほど市長が申し上げましたとおりでございますが。今年から、各3地域におきましては、かかりつけのお医者でできるということで、個別健診というのがあります。それにつきましては、9月末で数字が出ます。それで、最終的には数字が出るとは思いますけれども、私どもが、県の考えとしますよりは、少しは、由布市は下がるんじゃないかなと思っております。

で、ひとつ、この、下がると意味はあるんですが、これは、必ず本人のアンケートがあります。で、本人のアンケートによってやる人と、お医者にかかっておれば、お医者の方の意見書があります。それに基づいて特定高齢者はするわけですけれども、特定高齢者は、自分の入るという意思がなければ入らなくても結構です。そういうことになっています。これは、必ず本人の同意が必要ということになっていますので、その方を、改めて包括支援センターが、同意していただくように回って歩くことは非常にふえてくると。それも市報、それからちらし等で配るように、センター並びに市からも、両方からそういう宣伝をしたいということを考えています。そういうことでありますので、現在の時点では、若干の、特定高齢者については少なくなると。

したがって、かからない人については、先ほど言っていました一般高齢者の方にも、どちらかにかかってくださいということのちらしも入れて、どちらかに入っていて、そして、老人会等を通じてやっていきたいと考えております。

そういうことで、まだ、本人はアンケートの中で、自分はまだ悪くないんだと、ほかの家族の方が見たよりも、本人は、アンケート書くときに、自分は健康であるという書き方をアンケートのときするわけですね。そのことが、この減った原因であろうと、今、推定しております。

そういうことで、今後ますます、センターと私どもで、ちらし等で啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 最後になりましたが、せっかくできた法改正で、介護保険法と

ということで、介護には包括支援法ということのできた制度でありますし、ただ、国からこういうことをやれと、命令に従ってただ形式的にやるんじゃないで、本当に介護予防につなげる、今からどんどん高齢者は多いなるし、財源不足も生じてくると思いますので、本気で、やはり行政とそういう社協あたりが連携をとりながらしっかり取り組んでほしい、このように思います。

続きまして、3番目に、防災パトロールについて質問をいたします。

先ほど、市長の答弁で、由布市内で何カ所あったかということは十分わかりました。だけど、その中で、前、庄内町時代からも、湯布院、挾間町時代のことはよくわかりませんが、庄内時代からもずっと、この防災パトロールというのは大体雨期の前にやられておりました。そして、自治区からも、常に、ここが危険、河川が危ない、ここの道路が危ない、ここは、崖が、その傾斜地が危ないということ、要望を、各自治区から、恐らく、防災、そういう期間前に要望書は出されておると思います。

ところが、ここ二、三年前もそうですけど、全く、さっき市長が答弁したような回答は、自治区のその要望者に対して、全く流れてない。そこ、現場は、パトロールは立ち会って、仕事を休んでまで、区長さんは仕事も休んでまで、ここは危ないんですよということで、生命と財産をやっぱり最優先に考えて、案内をして、皆さんに見てもらっておる。ところが、その結果は、まあ、確かに、さっき市長が言われたように、これは大分土木、これは振興局、これは市の建設課等々、これはこっち、こう振り分けはしても、それでランクもA、Bとかいろいろつけるけど、実際に予算の関係もあって、それは、確かに、見たからすぐできるものとできないものは、それは承知しております。

しかしながら、やはり人命と財産、これはもう最優先でございますので、やはり一番危険な箇所は予算の許す限りなるべく早く手をつけていただきたいし、できない場合はできないということ、自治区長さんあたりに、その詳細についてのやはり通達をぜひお願いをしたいと思うんですが、そこら辺、危機管理室長。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 防災危機管理室の浦田でございます。12番、藤柴議員にお答えいたします。

藤柴議員が申し上げたとおりでございますが、防災パトロールにつきましては、大雨、台風等の自然災害現象による災害時の多発期を迎え、各種防災施設及び資機材の点検・整備を促進するとともに、防災体制の充実・強化を図り、消防団、それから警察関係等の協力を得まして、区域内の総合的なパトロールを実施し、災害危険予想地域における避難警戒態勢を確立し、現状において措置し得る最大限の被害拡大防止対策をするものでございます。議員が申しましたとおり、申請のありました方等につきましては、連絡は来ておりません。今後はそのようにしてまいりた



いと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 何か、わかったようでわからんような、何かこう、答弁ですけど、要は、人命と財産、これはやはり市民サービスの原点と、私はこのように認識をいたしております。やはり区長さん、自治会長さんあたりが出ずのは、よほど見かねて、やっぱりうちの地区から一人でもそういう被災者をださないぞ、こういう犠牲者を出さない、また財産を守る家の流出とかそういうものを守るんだ、という強い願意があって、やはり防災パトロールなら早くしてくれるやろうということで、そこら辺の含みもあって、私は、請願を、請願というか要望書を出してきているものと、このように認識をいたしております。

そういう観点から、やはり、そういう、先ほど言いましたように、できないものはできないでそれは仕方ありませんけど、やっぱり極力できる方向で対応しながら、できないならば、その理由をきちっと、やっぱり区長さんあたりに通知をすべきと、私はこのように思います。

今、室長の答弁では、そういうことをやるということでありますので、ぜひそれを励行していただきたい、このように思います。

そういうことで、何が何でも地域住民の安心・安全、これが最優先課題だと、私は思っております。どうかそこら辺お願いを申し上げまして、3点の質問、これで私は終わります。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、12番、藤柴厚才君の一般質問を終わります。

.....

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は15時、3時から再開をいたします。（発言する者あり）3時10分から再開します。

午後3時00分休憩

.....

午後3時13分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、14番、江藤明彦君の質問を許します。

議員（14番 江藤 明彦君） 14番、江藤でございます。通告順によりまして一般質問をさせていただきます。

私は、大きな項目で1点、由布市周辺部の、特に過疎地域における町づくり対策について、大きな2点目として由布市における障害者自立支援策について、それから3点目に行財政改革について、以上の3点を中心に質問をしたいと思います。

本日最後の質問であります。大変、市長初め、お疲れのことと思いますが、誠意ある御答弁をお願いしたいというふうに思います。

国の話になると大きな話になるんですが、アメリカ主導型の改革が断行されております。特に、農林産物の輸入自由化に始まりまして、金融の自由化、経済グローバルスタンダード、年金改革、また、近年の福祉改革や医療改革等々であります。その結果、格差社会が拡大し、地方は混乱の真っ只中にあると思います。言い方は適切でないかもしれませんが、特に弱者に冷たい政策が断行されようとしております。地域や地区、そして人間間のきずなも薄れてきたと感じるのは私だけでしょうか。中流を求めてきました我々団塊の世代にとっても、今の国の政策に対して不平や不満を抱えている人は多くいます。

そこで、今回、私は、地域的、身体的、経済的弱者への気配りと対策について質問いたします。細部にわたり通告をしておりますので、私の質問の趣旨は、市長も所管課長も御理解しているというふうに思っております。質問が長くなるかもわかりませんが、端的に、前向きな御答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、1点でございますが、由布市周辺部の、特に過疎地域における町づくり対策についてであります。辺地計画によってさまざまな事業が計画をされました。その進捗状況について、まず1点、市長にお尋ねいたします。

2点目に、辺地計画によれば、辺地債を起こし、道路、給水施設、防火用水等の整備を5年計画で行っていくということになっていますが、このように辺地債を利用しているんな事業をできる地区はまだまだ希望があるんですが、人口要件で、50人未満で、辺地を外された地区、あるいは飲料水加点が認められず、辺地地区に該当しなくなった地区、いろいろあると思います。中でも、特に、人口要件のみで、以前から辺地債の適用が受けられない地区の、今後、これらの地区を維持するための方策と振興策について、ついでにですが、そういう地区が由布市内で何地区あるのか、あわせて教えていただきたいというふうに思います。

それから3つ目ですが、辺地対策は、住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るという財政上の特別措置でもあり、広く国民の公平性に見地に立ってつくられた法律と、私は理解しております。地区の人口が50人以上なら投資効果が高く、50人未満なら投資効果が低く、好ましくないという理由、悪く言えば「益にならない」という理由もあわせて質問をいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。 江藤議員、最初は全部通しで最後まで、そして、後やってください。

議員（14番 江藤 明彦君） わかりました。失礼しました。初めてなものですから。

それでは、2番目の、過疎地域の地域自治について。市長は、過疎や辺地と言われる地域の実態を十分に認識しているというふうに思います。給水設備の不備、あるいは道路整備の不備等、

さまざまなおくれがあります。特に給水施設では、上水や簡水の恩恵を受けていない地区が多い。数世帯が共同で給水施設をつくり、その維持管理をしております。車も行きません。人目にもつきません。そういう山の中から山水を引いて生活していると。加えまして、高齢化によって維持管理ができないという地区がほとんどであります。

そこで、行革の中で、地区の合併はどう進めていくのか。進めるとすればどこが主導するのか。先ほどから言っておりますが、放っておけば地区は消滅しますし、自治区も消滅すると思います。そのつけは、当然都市に回り、国に回っていくというふうに考えております。地域自治をせめて今より後退させないためにも、地区統合の必要性はあるのか。そういうことによって、辺地債等の整理計画もできるようになるのかどうか。そこら辺を2点目で質問いたします。

それから、3点目の、周辺部の雇用対策と林業の活性化でございます。森林は多くの多面的機能を持っているということは、もう皆さん御存じのとおりであります。防災の面、水資源、保水力、環境、大気浄化、いろいろあります。さきの由布市の防災大規模演習では、一つの、私は、マニュアルができたんじゃないかなと思います。それでもまだまだ完璧ではありません。しかしながら、こういうマニュアルづくりを仕上げたということに對しましては、関係機関に敬意を申し上げたいというように思います。

さて、現在、高齢化、輸入自由化によります木材の価格が低迷しております。1立米、1立方メートル8,000円でございます。約8,000円でございます。価格のよいときは2万7,000円から4万円程度しておりましたが、大幅に下落しております。

そういうことが原因で、間伐、除伐が大変おくれしております。それが原因で、各地で大きな災害が発生しております。要するに、保水力がないために山が崩れる。昨年の湯平災害、それから水俣のあの悲劇、それから九重町、筋湯、湯坪のあの大水害、これはもう、すべて、間伐のおくれ、除伐のおくれ、これが原因でございます。

加えまして、地球の温暖化によります異常気象で、所構わず局地的な豪雨が発生します。県が4月1日導入しました、森林環境税の財源活用策について認識をしておるか、いないか、市長にお伺いいたします。

そこで、環境、あるいは災害を防ぐ森づくりを取り上げましたときに、昭和22年から24年までの団塊世代が全国で670万人と、26年まで入れると、約1割の、1,000万人の団塊世代がいると言われております。この世代が来年から定年を迎えます。その昔、山や川で育った連中が多く、自然環境には大変関心が強い世代で、帰郷本能もあります。森林組合と連携して、山を雇用、労働の場として位置づけ、除間伐や雑木の植栽を進めていけば、自然災害は最小限に防げると、私は思っております。

森林ボランティア制度、また森林インストラクター制度もあり、森林に対する意識の高揚は、

少しずつではありますが図られております。

しかしながら、今、早急に必要なのは、チェンソーを持った、あるいはなたを持った、やっぱり実践部隊が必要であるというふうに認識しております。市長は森林を地域の雇用の場として位置づけ、団塊世代は、民間企業、あるいは先駆的企業による森林の保全と雇用の拡大はできないか。これをすることで、村の活性化にもつながるし、地域自治の向上にもつながってくると考えますが、いかがお考えでしょうか。

もう一つ、提案でございますが、由布市における独自の農村森林環境保全協力金、まあ、これは仮称ですが、こういう制度を創設する考えはないかと。合併のときに、「あらかしの森構想」というのがございました。まあ、あらかしという木があるんですが、それを合併のときはくさびとして使うということでもございました。しかし、このあらかしを、まあ、あらかしという木は雑木でございますんで、非常に災害に強い、こういう木を、杉、ヒノキを間伐した跡に点々と植えていく方策をとれば、時間は若干かかりますが、災害は防げるというふうに思っております。

市長の、由布市における独自の協力金制度の創設は考えられないか、市長に3つ目の質問をいたしたいというふうに思います。

大きな2番目の項目ですが、自立支援、由布市における障害者自立支援策について市長にお伺いいたします。

大きな観点としまして、厚生労働省は、2011年度までに施設の入所者の1割以上を地域活動に移行させ、福祉施設から一般就労への移行者を現在の4倍以上にする、と言っています。そこで、地域活動に移行するために、どのような施策を講じ、どのように取り組んでいくのか、市長にお伺いしたいと思います。

もう1点でございますが、先ほど、淵野議員、それから西郡議員からも質問がありましたけれども、この4月1日に始まりました障害者の利用者負担の原則1割、自立支援医療の原則1割、また、10月1日から始まり障害児施設の利用者負担原則1割と、こういう障害者にとっては大変ひどい、ひどいといいますが、施策が講じられております。そこで、市としてはどういふような支援をしていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

3番目ですが、由布市の行財政改革についてです。既に、行財政改革プランというものが出されております。その取り組みを見ますと、18年度は、市長を初め、三役の報酬を下げたと、交通費を削ったとかいうことがありますが、ほとんどは19年度からの実施予定と、それも予定ということになっています。この行財政改革のプランを、私は前倒しをしてでも、すぐできることはすぐ実行すべきであるというふうに考えています。大変遅いんじゃないかというふうに思います。

大きな3番目の2番目で、その成果について、私は数字で さきの広瀬知事も、数字で、今年の終わりにはこれくらいの改革の成果が出るというようなことを報告してましたが、そこを、

大体どのぐらいの数字で改革はできるのかということを私は聞いたかったんですが、その項目については削られております。なぜかわかりません。私は通告したつもりでおります。

そこで、既に、土地開発公社、あるいは水道会計は複式化されていて、損益計算書までできてます。一目瞭然で、資産、負債、資本、あるいは損益計算書、見れば、直ちに、一目瞭然でその経営内容がわかるわけですが、どうも、私、単式簿記になれないもんで、本当に苦労します、見るのに。で、皆さん方も、部長、課長も、こういう厚い予算書、それから決算書、あるいは補正予算、こういうの、みんなそれぞれ共有しているもんかなと、私、不思議でならないんです。こんな厚い決算書を、そういうのを課長が、まあ、薄くてもいいんですが、まあ、熟知はしなくてもある程度わかっておかないと、やはり市民サービスができないんじゃないかなというふうに私は考えております。

そこで、これも提案なんですが、行政は、消費経済簿記といいますか、税金を使うだけのあれですから、サービスで使うだけの簿記ですから、当然単式簿記であります。複式簿記はなじまない、私もそう思っています。しかし、今のこの行財政改革、あるいはコスト、その中でも、コストの削減とか、それから未収金の回収比率の問題とか、それから自己修正比率の問題とか、比較分析をする、あるいは比率分析をするのには、私はもうバランスシートしかないというふうに思っているんです。で、バランスシートをつくれれば、市民も、もう一目瞭然でその市の経営状態、もう1ページあれば 細部にわたっては附属明細をずっとつけていけばいいんですが、すぐわかるわけですね。議員ももちろんわかんと思います。

そういうことで、今後、行財政改革、その数字を、経費を切り詰めていくんだとか、それはもちろん大事です。しかし、そこに何らかの一つの形がすべての人にあらわれないと、なかなか改革も難しいんじゃないかというふうに思います。ぜひ、このバランスシートを行財政改革の一環として早期に取り入れていただきたいと、私はそう思います。

以上、大きな項目で3点まで質問をいたします。市長並びに主管部課長に答弁をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 14番、江藤明彦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、由布市周辺部の、特に過疎地域における町づくり対策についてでございます。辺地につきましては、今年の第1回定例会で、市内15地区の辺地計画を議決していただいたところでございますが、辺地に該当するかどうかは、昭和37年に制定されました、いわゆる辺地法による要件がございます。要件等の詳しい内容につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の、過疎地域の地域自治についてでございます。過疎地域のみならず、市全体として、

地域自治の大切さを、また必要性を痛感しているところでございます。融和・協働・発展のまちづくりの実現のためには、その施策の実現とその戦略と戦術の構築とが必要であると考えております。

そこで、私は、合併1年を迎え、積極的に市民が主役のまちづくりを構築するその戦略として、「人・地域・自然が元気なまちづくり」をするべく、市民と市役所が一体となって、戦術を考え、実施してまいりたいと考えております。具体的な5項目につきましては、後ほど、担当課長に詳しくそれを答弁させます。

次に の周辺部の雇用対策と林業の活性化についてでございますが、まず、1、2、4点目の、失業防止対策、雇用対策、民間企業先駆的企業と連携し、森の保全と雇用はできないかということでございますが、農村や森林にはさまざまないやしの効果が期待される一方、国土保全や水源涵養といった重要な役割を果たしていると思います。

今日の農村社会での雇用の場の確保は不十分な状況にあると考えております。団塊の世代が今から定年退職を迎える時代となってまいりましたが、由布市では、約1,300人程度の男性が退職すると見込まれております。この団塊の世代の方々が農林業者として活躍できる場の確保に努めてまいりたいと思っております。このことは、集落営農の推進やおおいた森林組合労務班の拡充等によりまして、可能な限り農林業への雇用の拡大を図ってまいりたいと思っております。

また、企業参画の森づくり活動等、今後、十分に精査、検討いたしまして、由布市の農村・森林・林業の活性化に努めてまいりたいと思っておりますので、議員を初め、各議員の皆さんのご理解と御協力をこれからも重ねてお願いしたいと思っております。

次に3点目、森林環境税と災害を防ぐ森づくりについて。大分県は森林環境税の導入をいたして、実施期間18年から22年までの5カ年間としております。県民参画の理念のもとで、新たな手法で森林整備を進めようとするもので、森林に関する県民意識の醸成と多面的機能が発揮できる多様な森づくりを進めるため、財源の活用策について県民への事業の提案募集がなされました。

このことをもとに、森づくり流域協議会で検証・検討されましてランクづけが行われ、森林環境税約3億円の事業配分がなされまして、由布市管内では、由布岳付近で約30ヘクタールを間伐未実施荒廃林に強制間伐を実施することにより、下層木を繁茂させ、環境林へと導く事業でございます。庄内地域では、災害の発生が懸念される再生林放棄地に広葉樹を主体とした再生林を約2ヘクタール実施いたします。

また、森づくりボランティア推進事業として、NPO法人GIおおいたにより、地域住民との協議による竹林整備を行い、あわせてそういう竹材を幼稚園等必要なところに提供いたしてまいりたいと思っております。

また、NPO法人大分グリーンヘルパーの会は、大分川の源流である水分峠において、水や森林の大切さ、関心を高めるため、漁業者の子供たちと広葉樹の植林や森林づくり体験等を行う事業が実施されるようになりました。

由布市は大分川流域の上流部に位置しております。森のパートナー事業や漁民の森事業に取り組み、ボランティアの皆様の御協力をいただきながら、枝打ちや下刈り、広葉樹等の植栽を進めて、災害に強く、多面的な機能を発揮できる環境の整備に努めてまいりたいと思います。

5点目、「農村・森林環境保全協力金」 仮称ですが の創設についてでございます。農村社会を守るために、「中山間地域等直接支払い制度」、19年度実施される「農地・水・環境保全事業」を初め、森林の間伐や下刈りなど、森林の手入れを確実にを行うための下準備を応援する制度、「森林整備地活動支援交付金」や、「国民参加の森づくり事業」のように、ボランティアを活用した国民意識の醸成を目的とした事業等々、さまざまな取り組みを進めて、農村や森林景観の維持に努めてまいりました。

しかし、長引く木材価格の低迷によって採算性はますます悪化し、さらに、林業に携わる従業員の減少や高齢化、過疎化の進行によって厳しい状況に置かれておりますけれども、湯布院地域の「潤いのある町づくり条例」の環境整備協力金納付制度のような独自のシステムの創設も、今後検討せねばならないと考えております。

また、森林組合との連携でございますが、今以上に連携を深め、森林に関する調査、研究を行う中で、諸策を考えてまいりたいと考えております。

次に、由布市における障害者自立支援対策についてでございますが、障害者を地域活動に移行するための行政の取り組みについて、地域への受け入れなどのような施策を講ずるか、につきましては、今年4月から施行された障害者自立支援法、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しております。障害者本人の意向や心身の状態に応じて、入所施設が引き続きその役割を担うことも重要でございますけれども、一方で、可能な方については、入所施設（精神障害者は入院）から地域生活への移行を進めていくこととしております。

既存施設は、今後、平成23年3月までに、その事業体系を6つの日中活動の生活介護事業と居宅支援に見直しをしていくことになっております。その過程で、区分判定等により施設を退所する方が出てくる可能性はございます。退所後、地域移行の移行先としては、家庭復帰、グループホーム、ケアホーム等が考えられますけれども、由布市内には十分な受け入れ体制が整っている現状ではございません。

今後は、施設の新体系への移行調査、施設利用者のアンケート調査を参考にしながら、障害者福祉計画、障害者計画の中で、よりよい施策の検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、原則1割負担について市の支援策はあるのかという質問でございますけれども、法令を

越えた独自の支援策を大分市・別府市・日田市が打ち出しております。内容的には、居宅サービス利用者の月額負担限度額を4区分から6区分に細分化して、負担軽減を図るというものでございます。

由布市としては、厳しい財政状況から、市単独の支援策は現時点では難しいと考えております。しかしながら、県との協議の結果、今回の法改正で特に影響が大きかった通所授産施設利用者、児童デイサービス利用者に対して、県との折半で負担額の補助をしていくことを考えております。今回の補正に計上しておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、行財政改革についてお答えをいたします。

まず、改革プランの進捗状況でございますが、議員御承知のとおり、厳しい財政状況の中、将来にわたり安定した行政サービスを提供し、住民ニーズにこたえ得る市政運営を目指して、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。現在では、各事務事業の整理、見直しなど、内部での調整作業がほぼ終わりました、具体的な数値目標を掲げた実施計画の骨格がまとまったところでございます。

詳しくは、本会議中に議員の皆さんに御説明をしたいと考えておりますが、基本的な目標数値として3つ掲げております。まず、将来にわたり継続可能な財政運営を確立するために、18年度当初予算と対比いたしまして10億円を削減した予算規模にすること。次に、行政の貯金と言われる財政調整基金残額を10億円確保すること。3つ目として、一般職の職員数を330人以下に削減すること。この3つを基本的な方針として、改めるべきものは改める、という強い意志を持って、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、この行革プランは、外部委員で構成します行革推進会議に諮問するとともに、9月末には広く市民の皆さんに公表いたしまして、多くの方々からの幅広い御意見や御助言をいただきながら、10月末を目標に成案として取りまとめたいと考えております。

次に、バランスシートについてでございますが、既に導入するように指示をしており、現在、作成中でございます。詳しくはまた、担当課長より答弁をさせます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。14番議員の江藤議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、辺地債の進捗状況につきましてでございますが、さきの3月定例会で、市内15辺地の事業につきまして、18年度から22年度までの5カ年計画を議決をいただいているところでございます。初年度になります本年度につきましての辺地債充当事業は、国の予算枠もございしますが、由布市内におきましては、市道向原別府線、農道無田4号線、市道時松中央線を要望してい



るところでございます。なお、今回は、合併によりまして、市役所の位置等の関係によりまして、辺地地区に該当するかどうか、各自治区を基本に見直しを行ってきたところでございますが、集落によって辺地に該当しなくなったところもございます。また、逆に、新たに辺地地区になったところもございまして、その結果が、辺地数では市内に15地区になっているところでございます。今回辺地地区と認定されなくなった地区や辺地にならない周辺部の小規模の集落につきましても、他の地域との間に生活格差が生じないよう、市民の皆さんが安心して暮らせるための地域振興策を今後も引き続き講じていかなければならない、というふうに考えておるところでございます。

議員、先ほど御質問のありました50人未満の地区につきましては、市内で11自治区、現在でございます。

次に、過疎地域周辺部における地域自治の件でございますが、地域自治の件につきましては、高齢化等におきまして、地区の管理 確かに、市内でも地域自治活動が困難となっている地区も多くございます。周辺部のみならず、中心部においてもそのような状況が続いているような状況でございます。私ども市といたしましては、人口減少の著しい自治区においては、独自の文化活動、あるいは入会権等の地域地域の利害関係は、現在の自治区で存続をしながら、行政的な地域自治活動につきましては、共同事業等も含めまして、隣接する自治区と合併等も含めまして、維持、存続していくことが必要な時期に来ているのではないかとこのように考えておりますので、今後、調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野でございます。14番、江藤議員さんのバランスシートとコスト計画表についての質問にお答えいたします。

バランスシートとコスト計算書についてでございますが、地方公共団体の会計は、現金主義に基づきまして、現金の受け入れや支払いの経理をする会計方法をとっております。具体的に言えば、家計簿的な会計で、単式簿記とされています。

しかしながら、この会計方法では、資本的な取引と損益的な取引が混在し、一覧性の面からも分析の面からも財務状態がわかりづらいとの意見もあり、そこで考え出されたのが、行政の決算書を民間企業が用いています発生主義による複式簿記に準じた書式で作成する、行政版のバランスシート、行政コスト計算書でございます。由布市においてもこれらの諸表の整理を進めており、平成16年度分につきましては業者委託で作りましたが、既にでき上がっております。17年度分についても現在作成中でございます。これらの諸表をもとにして、行財政改革を進めなければならないと考えておりますが、とりわけ行政コスト計算書は、民間の損益計算書に当たるわけで

ございますから、減価償却費等の加味したところで示されていますので、より細かく、費用が明確になり、費用対効果の分析に役立つと考えております。

また、このほど、国より、行財政改革のさらなる推進のための指針が示されましたが、その内容の中にも、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、バランスシート等の整備に取り組むよう明記されておりますので、今後ますますこの取り組みが進んでくるものと思っております。

しかしながら、14番、江藤議員さんの言われる月次計算書等については、日々の取引から複式簿記への移行だと思いますが、一部の団体でその財務会計システムの開発に取り組んでおられることも聞いておりますが、由布市といたしましては、他の団体の動向を見きわめながら対処していきたいと考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ありがとうございます。

流れの中で、現在の流れの中で、どうしてもやっぱりやらなければならないというような項目であったかというように思います。

で、まず1点目の辺地についての町づくり対策であります。件数の、大体50人未満が11自治区ということで、わかりました。まあ、どこかわかりませんが、数はわかりました。で、こういう辺地に対する支援策といいますか、これらの辺地に対する 辺地債はもちろんですが、辺地債以外の事業債があれば教えていただきたいと思っております、課長。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 庄内地域におきましては過疎債が充当されますし、全市的には辺地債が該当しますが、それ以外の事業とすれば、例えば、合併交付金とか合併特例債、あるいは防衛補助金等、こういったような事業が地域によっては充当される可能性もありますが、これらにつきましてはかなり大型化した事業だというふうに理解をしておりますので、市独自の事業等についても充当される分もあります。事業の内容によって異なりますが、さまざまな事業があるのは事実でございます。ただ、その事業がその地域で該当するかについては、事業の内容によると思います。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） よくわかりました。先ほどの質問で、地区の統合等も今後視野に入れて考えていきたいというふうな回答をいただきましたので、まあ、辺地地域の現状というのは、やはりつづさに歩いてみなきゃわからんと思っておりますので、ぜひ市長、辺地の行脚をひとつお願いしたいと思っております。

で、市長にもう1点お聞きしたいんですが、この辺地の件ですが、辺地計画は大体5年ですか、5年になっています。その5年を、途中で辺地に追加して可能なかどうか、その部分をお尋ねしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 可能でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 可能であることとありますので、今後、十分な辺地の状況をつぶさに調査をしていただきまして、ぜひ、辺地は一番充当率も、何ていいますかね、もう一つは、何やったかな、充当率と、まあ、いいようでございますので、ぜひこの辺地債を利用した地域の振興ということを考えていただきたいというふうに思います。まあ2段、3段はいろいろ事業債があるみたいですので、その都度またお願いしていききたいというふうに思います。

続きまして、雇用対策について、市長からも前向きな答弁をいただきました。私は、災害を防ぐ森づくりということで質問をさせていただいたんですが、市長につきましては、雇用対策も視野に入れてということとあります。

この由布市において独自の協力金の提案を私したんですが、これは、やはり、湯布院には由布岳という、まあ、外見から見れば大変美しいんですが、非常に北の斜面は、御存じのように崩壊しております。前の方も危険な状態にあるところが何カ所かあります。まあ、黒岳は岩の山ですから、そんなに心配はないんじゃないかなと思うんですが。そういうことで、由布岳と黒岳というのは、やはり一つの観光地にもなっていますので、観光客が当然来るわけです。そういう方々に、やはり、湯布院は由布岳のコナラ原生林がありますし、黒岳は全体が原生林でありますので、そういう原生林や森林を維持していくためにもやはりお金が要りますし、そういう、その観光客 由布岳には450万とも言われてますけど、黒岳は何人かわかりませんが、そういう、来た人に協力いただいて森を保全していくというふうな考え、私の考え方で質問をしたわけなんですけど、ぜひ、これを市の総合計画の中に入れていただいて、ぜひ森を守っていくと。

やはり水源は全部森に端を発しておるわけですから、そこら辺のところから考えていただいて、ぜひ、環境にもいい、それから、そういう憩いの場といえますか、そういうところにそういう協力金をいただいて保全をしていくというような考え方もあってもいいんじゃないかなというふうに思います。その点どうでしょうか、市長。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃられるように、森林が我々の命の源であるということはもう、そして、これをしっかり育てていかなくちゃいけないというのは事実でありまして、そういう方策につきましては、今後、本当に400万人訪れる観光客、また、男池には30万人は訪れ

ると言われていますが、そういうことも含めて検討してみたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 江藤議員、あと10分です。

議員（14番 江藤 明彦君） はい、ありがとうございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、障害者自立支援法なんですけど、仮に、大分市が67%、自己負担割合の最大67%と、別府市もそれと同じ、そういう大分県の中で、大分市、別府市がそういうふうな助成をしていくということではありますが、仮に、まあ100人と、支援者が100人としたときに、67%の助成で大体どのぐらいになるのか、試算は出ますか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） まだ試算はしておりません。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ぜひ、これ、試算をやっぱりしていただいて、やはりこのやはり弱者対策というのは、これは、私は、もう 今の国の行革が進んでますけど、やっぱり弱者を捨てて国は成り立たないというふうに私は思っています。そういう意味からも、強いところの事業を減らしてでもこういう施策を講じていくということが、私は大事やないかなと。

今、国の変革ということで、非常に本が出てますけど、そういう中でも、デンマーク、スウェーデンあたりは非常に福祉が充実しておりますので、そういうところも参考にしながら、ぜひ どのぐらい支援を要するのか、支援費がかかるのかということも計算をしてみる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。やっぱりぜひ、そういうことの方に回されれば、ぜひそういうことをやっていただきたいと。まあ、ほかの市町村のを見きわめて判断することではなくて、ぜひ、由布市の支援策をつくっていただきたいというふうに思っております。どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 10月になりましたら、居宅サービスですね、障害者の方がいんなサービスを受けられます。そこで人数が確定し次第、どれぐらいの経費がかかるのかということで、一応、計算はしてみたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） 分かりました。ぜひお願ひしたいと思います。

で、もう時間がありませんが、最後、バランスシートなんですけど、本年度決算より導入するということです。非常に私はいいいことだというふうに思います。ただ、私が心配 心配ちゅうことやないんですが、やはり評価、固定資産の評価、あるいは償却資産の評価をどのようにやるの

かというようなこと、問題、残るのはその問題だけだと思いますので、十分な評価をしていただきまして、適正なバランスシートを作成して、市民に公表していただきたいというふうに思いますが、財政課長。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課の米野です。市民に公表しなさいちゅうことですが、17年度分のバランスシートにつきましては、「大分県のすがた」ですか、県が作成しています財政状況の方にも出す予定でございます。

議長（後藤 憲次君） 江藤明彦君。

議員（14番 江藤 明彦君） ありがとうございます。それではこれで、時間もないので、ここで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、14番、江藤明彦君の一般質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） これで本日の一般質問は終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 意義なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、明日、9月13日、午前10時より、本日に引き続き一般質問を行います。

御苦労さまでした。

午後4時08分散会